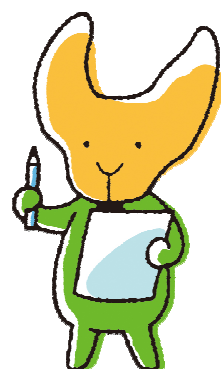


自治委員 ハンドブック

令和8年度版



由布市 総務課

目次

第1章 自治委員の職務に関すること・・・P 1～P 17

- 1 自治委員について・・・P 2
 - (1) 自治委員の位置づけ・・・P 2
 - (2) 協力を依頼する主な業務について・・・P 2
 - (3) 守秘義務について・・・P 3
 - (4) 業務中の補償について・・・P 3
 - (5) 報酬及び費用弁償について・・・P 3
 - (6) 自治委員になったことにより委嘱されるその他委員等
・・・P 3
 - (7) 連絡先の提供について・・・P 4
 - (8) 表彰について・・・P 5
 - (9) 「自治委員」と「自治会（区）長」、「行政区」と「自治会（区）」の違いについて・・・P 5
- ・由布市自治委員等に関する規則・・・P 7
- ・令和8年度 文書配布予定日一覧表・・・P 11
- ・配布物一覧表、自治委員文書配布物表紙（見本）・・・P 12
- 2 総務課（各地域振興課）からの連絡体制について・・・P 13
- 3 自治委員に関する届出・報告・書類など・・・P 14
- 4 世帯主及び住民異動情報の提供について・・・P 17

第2章 由布市自治委員会連合会・・・P 19～P 26

- 1 由布市自治委員会連合会について・・・P 20
- 2 由布市自治委員会連合会組織図・・・P 22
 - ・由布市自治委員会連合会会則・・・P 23
 - ・由布市自治委員会連合会記念品規程、弔慰規程・・・P 26

第3章 市の業務に関すること・・・P 27～P 51

- 1 市の業務に係る連絡先等・・・P 28
- 2 自治区等を対象とした補助・助成等・・・P 32
- 3 各種相談 ①市役所の中での相談・・・P 34
 - ②市役所外の相談・・・P 36
- 4 施設案内・・・P 38
- 5 消防・防災・交通安全・・・P 42
- 6 市指定避難所・指定緊急避難場所・・・P 43
- 7 台風及び豪雨災害に係る支援制度一覧・・・P 46
- 8 市関連AED設置施設一覧・・・P 51

第4章 自治区（会）に関すること・・・P 53～P 78

- 1 自治会（区）について・・・P 54
 - (1) 自治会（区）とは・・・P 54

第1章

自治委員の職務に関すること

【この章に関する問い合わせ先】

総務課

☎097-582-1112（直通）

1. 自治委員について

(1) 自治委員の位置づけ

由布市の「自治委員」は、由布市長が委嘱する“非常勤特別職の公務員”であり、市と住民の橋渡し役として、市の事務事業に協力していただいています。

“特別職の公務員”という立場になりますと、公職選挙法に規定される「地位利用による選挙運動の禁止」により、その地位を利用した選挙運動はできないなど、ご注意ください（P100～P101参照）。

(2) 協力を依頼する主な業務について

市の行政事務を市民に漏れなく円滑に行うため、市が自治委員に依頼する業務があります。この業務は地域に居住する市民の生活向上のため大変重要なものとなっています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①人口その他調査報告事務②市からの通知の伝達 及び 市報等配布事務③選挙管理委員会事務連絡事務④災害対策に関する事務⑤その他市長において特に依頼する事項 |
|--|

(由布市自治委員等に関する規則第9条・・・P8参照)

○市報その他文書の配布に関すること

市が発行する市報をはじめ、市及び関係機関から発行される広報紙やチラシ等を管轄行政区の全ての世帯への配布、また市等からの周知依頼文書等については班（組）単位での回覧をお願いしています。

《補足》

- ★毎月第2、第4木曜日に、職員が自治委員のご自宅に配布物を配達します。（※配布予定日はP11参照）
- ★「配布物一覧表（見本）」（P12）を添付します。
- ★上記「配布物一覧表」は、データで送信することもできます。
※データ送信希望の場合は、“「自治委員配布文書一覧表」メール送信依頼書”を提出してください（P15及びP83記入例参照）。
- ★各配布物の一番上に「配布物表紙（見本）」（P12）を添付します。
- ★早めの配布をお願いします。

○その他

災害発生時には、地域住民の安否確認や地区の被災状況等の調査などをお願いしています。また、選挙管理委員会の事務に伴う連絡事務等もお願いしています。

その他、必要に応じて業務を依頼する場合があります。

(3) 守秘義務について

職務上知り得た秘密を他に漏らしてはいけません。自治委員の職を退いた後も同様です。

(4) 業務中の補償について

上記(2)の業務を行う際、自治委員本人のケガや器物破損等に対して市が補償します。

例えば、自治委員本人が市報等の配布時に

- ・ 事故に遭いケガをした
- ・ 誤って相手にケガを負わせてしまった
- ・ 器物を破損してしまった

などの場合は対象となります。

ただし、あくまで市が依頼する自治委員としての業務を行っていた場合に限り、自治区の行事や清掃活動等、自治区活動中のケガ等については対象になりません。この場合は、市が加入している市民活動保険(P65及びP105～P109参照)、また自治区で自治会活動保険などに加入していればそちらでも補償を受けることになります。

(5) 報酬及び費用弁償について

①報酬について

- ・ 均等割り(年額) 65,000円
- ・ 戸数割り(戸) 1,420円

※ 前期(8月)と後期(12月)に分けてお支払いします。

※ 前期分をお支払いする際に自治委員会連合会の会費2,000円を徴収いたします。

※ 戸数については、市報等を配布する世帯数となります。

②費用弁償について

各地域の自治委員会に出席した場合にお支払いするものです。

- ・ 日額 1,500円

※ 1年分をまとめて、年度末にお支払いします。

(6) 自治委員になったことにより委嘱されるその他委員等

○地域安全連絡所責任者

- ・ 委嘱状交付あり
- ・ 地域安全連絡所プレート配布あり

担当：大分南地区防犯協会連合会(電話：097-542-1993)

(7) 連絡先の提供について

○問い合わせ等への対応

「転入者からの自治会（区）の会費（区費）等に関する問い合わせ」や「自治区内で実施する工事等に関するお知らせ」などで、相手方に自治委員の連絡先の提供を求められる場合があります。その際は、市の職員が自治委員に「連絡先を提供する相手」と「要件」をお伝えし、了承を得たうえで、相手方に自治委員の連絡先をお知らせします。

○転入者への加入促進チラシ

市では新規転入者が住所異動の手続きに来庁した際、「自治会・自治区に加入しましょう」という、自治会（区）への加入促進のチラシをお渡ししています。このチラシは、新規転入者を自治会（区）加入へ繋げるためにお渡ししていますので、その転入者宅が属する「自治会（区）名」とその代表者である「自治委員の氏名・電話番号」を記入するようにしています。ご理解のほど、お願いいたします（※チラシの見本は、P103～P104に掲載しています。）。

なお、ご了承いただけない場合は、総務課（097-582-1112）又は各地域振興課（挾間：097-583-1111）（庄内：097-582-1113）（湯布院：0977-84-3111）までご連絡ください。

○関係団体・行政機関・事業者への提供

次の①～⑤の関係団体等から提供依頼があった場合は、業務の実施に必要な範囲で自治委員の連絡先を提供します。提供する際は、相手方に対して取り扱いには十分注意するようお願いしていますので、何卒ご理解ください。

①由布市社会福祉協議会

（提供する情報：行政区、自治委員氏名・住所・電話番号）

互近助コミュニティ活動助成金の案内文書送付、福祉推進員・募金などの社会福祉協議会の活動に関する連絡のために使用。

②大分地方法務局（提供する情報：①に同じ）

全国の法務局が現在実施している下記事業について、近隣住民等からの聴き取り調査を行う際、自治委員からの聴き取りが必要となることがあるため。

事業名：表題部所有者不明土地解消事業（P102参照）

事業の概要：登記官が「表題部所有者不明土地」の所有者を探索し、その結果を職権で登記するもの

その他：調査を実施する「所有者等探索委員」から連絡あり

③大分土木事務所（提供する情報：行政区、自治委員氏名・電話番号）

大分県管轄の道路等の工事等を実施する際、事前の連絡や工事内容についての説明などのために使用。

④九州電力送配電株式会社 大分配電事業所（提供する情報：③に同じ）

台風や地震などにより電線が切れるなどし、停電等になった際、緊急的に各自治区に状況等の確認を行うための体制を整備するため。

⑤由布市発注の公共工事受注者（提供する情報：③に同じ）

由布市発注の道路等の工事を実施する際、当該工事に関係する行政区の自治委員への事前の連絡や工事内容、工事に係る通行止めについての説明などのために使用。

（８）表彰について

平成17年4月1日以降の在職期間で4年以上歴任し、退任された自治委員を由布市自治委員会連合会の総会で表彰します。

（９）「自治委員」と「自治会（区）長」、「行政区」と「自治会（区）」の違いについて

①「行政区」と「自治会（区）」の違いとその考え方

《定義》

自治会（区）…地域の催事や財産管理、防犯（街灯の維持管理等を含む）、防災等の連携協力、草刈り等の環境美化等を住民が主体となり行う地域住民で組織する地縁による団体

行政区…市の依頼に基づく業務（市報の配布や文書の回覧等）を市長が委嘱する自治委員が職務を行う範囲

《範囲及び代表》

現在由布市では、自治会（区）と行政区の範囲は同一となっており、自治会（区）の代表者が各行政区の自治委員に委嘱されています（一部を除く）。

②「自治委員」と「自治会（区）長」の違い一覧表

項目	自治委員（行政区）	自治会（区）長（自治会（区））
目的	市民の便益及び市政の円滑な運営を図るために市長が委嘱する行政区域の代表	住民が生活する地域を基盤として、自主的な意思の総意に基づきお互いが協力し合い、地域を快適に住み良くするために結成された任意団体の代表
	※根拠規定：由布市行政区設定条例	※地域コミュニティの最小単位

項目	自治委員（行政区）	自治会（区）長（自治会（区））
区域	市の行政事務を市民に漏れなく円滑に行うための自治会の範囲を利用した区域 ※根拠規定：由布市自治委員等に関する規則	住民の実生活に根付いた、上記任意団体の区域
身分	市長が委嘱する非常勤特別職の公務員	上記任意団体の代表者
任期	2年（再任を妨げない） ※但し、1年とすることも可	規約や慣習による ※大部分が1～2年
報酬等	市が支給	自治会（区）が支給 ※但し、自治会（区）の実情による
役割	市と住民の橋渡し役、市政への協力 ①人口その他調査報告事務 ②市からの通知の伝達・市報等配布事務 ③選挙管理委員会事務の連絡事務 ④災害対策に関する事務 ⑤その他市長において特に依頼する事務 ※根拠規定：自治委員等に関する規則	自治会（区）の代表 ①住民の意見のとりまとめ ・意見、要望（自治委員会連合会の自治会要望*を含む） など ②各種行事等の開催 ・地域内の草刈り、清掃活動 ・総会、役員会 ・スポーツ、文化活動 ・伝統行事 など ③地域の課題の発見、解決 ・自主防災組織の結成、運営 ・交通安全、防犯活動 など ④その他 ・ごみステーションの管理 ・防犯灯の管理 ・広報活動 など *例年7～8月ごろから開始。自治委員会連合会の理事会にて詳細決定後、各地域振興課よりスケジュール等の周知あり。

由布市自治委員等に関する規則

平成17年10月1日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、市民の便益及び市政の円滑な運営を図るため、由布市行政区設定条例(平成17年条例第7号。以下「条例」という。)第2条に定める事項に関し必要な事項を定める。

(委嘱)

第2条 自治委員は、その管轄行政区内に居住し、同行政区内の地縁による任意団体(以下「自治会等」という。)から推薦された者に市長が委嘱する。この場合において、第7条の規定により他の行政区の自治委員を兼務する場合は、自身の管轄行政区内の自治会等からの推薦に加え、当該他の行政区内の自治会等からの推薦を要するものとする。

(自治委員を置くことが困難であると認める要件)

第3条 条例第2条ただし書に規定する自治委員を置くことが困難であると市長が認めるときは、当該行政区が第1号及び第2号に掲げる要件を満たすとき、又は第3号に該当するときとする。

- (1) 第7条第1号に該当する行政区であること。
- (2) 第7条に規定する自治委員の兼務につき他の行政区との協議を行ったにもかかわらずその協議が整わなかったとき。
- (3) その他特別な事情がある場合において市長が特に必要と認めるとき。

(地域及び地区又はブロック)

第4条 各行政区の属する地域及び地区又はブロックは、別表のとおりとする。

- 2 地域ごとに、会長を1名置くものとする。
- 3 地区又はブロックごとに、地区会長又はブロック長を1名置くものとする。

(会長及び地区会長又はブロック長の選出)

第5条 前条第2項に規定する会長(以下「会長」という。)は、次項に規定する当該地域の地区会長又はブロック長の互選により選出するものとする。

- 2 前条第3項に規定する地区会長又はブロック長(以下「地区会長等」という。)は、当該地区又はブロックの自治委員の互選により選出するものとする。
- 3 任期途中において、会長に欠員が生じたときは、当該地域の地区会長等の互選により補欠の会長を選出するものとし、地区会長等に欠員が生じたときは、当該地区又はブロックの自治委員の互選により補欠の地区会長等を選出するものとする。

(会長及び地区会長等の任期)

第6条 会長及び地区会長等(以下「会長等」という。)の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前条第3項の規定に基づく補欠により就任した会長等の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼務)

第7条 市長は、行政区が次の第1号から第3号までに掲げる要件の全てを満たすとき、又は第4号に該当するときは、当該行政区の自治委員を他の行政区の自治委員に兼務させることができる。

(1) 世帯数及び人口が著しく少なく自治委員の選出が困難であると認められる行政区であること。

(2) 自治委員の兼務につき関係する他の行政区とその協議が整っていること。

(3) 自治委員の兼務につき関係する他の行政区と別表に定める地区又はブロックが同一であること。

(4) その他特別な事情がある場合において市長が特に必要と認めるとき。

(自治委員の任期)

第8条 自治委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、行政区によっては、任期を1年とすることができる。

2 補欠の自治委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第9条 自治委員の取り扱う事務は、おおむね次に掲げるものとする。

(1) 人口その他調査報告事務

(2) 市からの通知の伝達及び市報等配布事務

(3) 選挙管理委員会事務連絡事務

(4) 災害対策に関する事務

(5) その他市長において特に依頼する事項

(守秘義務)

第10条 自治委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(自治委員会議)

第11条 自治委員の会議(以下「自治委員会議」という。)は、地域ごとに市長が招集し、当該地域の会長が議長となる。ただし、当該地域の会長が必要と認めたときは、市長に自治委員会議の招集を要請できるものとする。

2 自治委員会議は、当該地域の自治委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 自治委員会議の議事は、出席した自治委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(行政連絡員)

第12条 市長は、条例第2条ただし書の規定に基づく自治委員を設置しない行政区において、当該行政区内の自治会等の代表者又は自治会等から選出された者若

しくは市長が指名する者（以下「行政連絡員」という。）を通じ、当該行政区との連絡を行うものとする。

- 2 市長は、別に定めるところにより行政連絡員に報償を支払うものとする。
- 3 市長は、行政連絡員に次に掲げる事務を依頼することができる。
 - (1) 市からの通知の伝達及び市報等配布事務
 - (2) その他市長において特に依頼する事務
- 4 行政連絡員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、行政区によっては、任期を1年とすることができる。
- 5 補欠の行政連絡員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 行政連絡員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(費用弁償)

第13条 自治委員が自治委員会議に出席したときは、由布市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第50号）に基づき費用弁償を支給する。

(表彰)

第14条 由布市表彰規程（平成18年訓令第7号）第9条の規定により、自治委員の職を退任したときに市長は感謝状等を贈呈するものとする。

(雑則)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第16号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月31日規則第28号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第14条の規定に該当する自治委員の在職年数は、平成17年4月1日以降の在職期間とする。

附 則（平成28年3月15日規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第20号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月28日規則第34号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日規則第7号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条、第7条関係）

地域	地区又はブロック	行政区名
挾間地域	石城川地区	高崎、山口、七蔵司、中台、来鉢東部、来鉢中部、来鉢西部、北田代、南田代、詰
	由布川地区	三船、古野、古野郷、赤野、海老毛、丸田、東行、朴木、医大ヶ丘1丁目、医大ヶ丘2丁目、医大ヶ丘3丁目、サントピア古野
	挾間地区	下市、北方、宮田団地、上市、鶴田、鬼崎、向原、中村、柏野、鬼瀬、池上、茅場、時松、喜多里団地、サニータウン挾間、豊友館、雇用促進住宅
	谷地区	谷中村、小野、阿鉢、篠原、谷東部、山田、東山、中恵、酒野、上筒口、下筒口、田野小野、同尻、生田原団地
庄内地域	西庄内地区	畑田、みどり団地、猪野竹ノ下、長野、葛原、佐平治、橋爪、甲斐田、宇南水足、小松台、深谷、雲取、小原、東家、平石、下武宮、上武宮、蓑草、中武宮
	南庄内地区	柿原1区、柿原2区、野畑3区、野畑4区、淵5区、淵6区、淵7区
	阿蘇野地区	日ヶ暮、永十、伊小野、高津原、栢ノ木、中村、原中、井手下、上重、直野内山
	東庄内地区	大龍東部1区、大龍東部2区、大龍西部、五ヶ瀬、龍原、ドリームタウン五ヶ瀬
	阿南地区	櫟木、五福、蛇口、長宝団地、なごみの里、小野屋、高津透内、久保、瀬口、中尾、宗寿寺、竹の中、影戸、柚の木、小挾間
湯布院地域	第1ブロック	塚原、津江、岳本、湯の坪、中島、佐土原、並柳、若杉
	第2ブロック	乙丸1、乙丸2、乙丸3、新町1、新町2、荒木、石武、光永
	第3ブロック	東石松1、東石松2、東石松3、西石松、山崎、平、中依
	第4ブロック	下依、前徳野、内徳野、槐木、畑倉、奥江、上津々良、下津々良、鮎川
	第5ブロック	湯平1、湯平2、湯平3、畑、小平、幸野、水地

令和8年度 文書配布予定日一覧表

全地域・全戸配布（冊子）の年間配布予定です。

第2木曜日		第4木曜日	
4月9日	市報ゆふ ユーバス時刻表	4月23日	健康おたすけハンドブック 日赤おおいた 社協だより
5月14日	市報ゆふ 議会だより	5月28日	新時代おおいた
6月11日	市報ゆふ	6月25日	
7月9日	市報ゆふ	7月23日	新時代おおいた 社協だより
8月13日	市報ゆふ 議会だより	8月27日	
9月10日	市報ゆふ	9月24日	農業委員会だより 新時代おおいた
10月8日	市報ゆふ	10月22日	社協だより
11月12日	市報ゆふ 議会だより	11月26日	新時代おおいた
12月10日	市報ゆふ		
1月14日	市報ゆふ 交通災害共済申込書	1月28日	市県民税申告書 新時代おおいた 社協だより
2月10日 (水)	市報ゆふ 議会だより	2月25日	新時代おおいた
3月11日	市報ゆふ ごみ収集日程表	3月25日	通いの場ガイドブック 農業委員会だより

毎月第2、第4木曜日に、職員が自治委員のご自宅に配布物を配達します（12月は第2木曜日のみ）。

配布物を配達する第2、第4木曜日が休日の場合は、その前にあたる平日にお持ちいたします。

配布物の追加・変更が生じる場合があります。

配布物一覧表（見本）※A4サイズ（横）

令和〇年〇月〇日(〇) 由布市自治委員文書配布一覧表

No.	配布文書名	配布方法	担当課	対象地域	※対象行政区（一部の行政区に配布する場合）
1	市報ゆふ〇月号	全戸配布	総務課	全地域	
2	〇〇〇について	班回覧	建設課	全地域※	下記以外の行政区 △△・□□
3	令和〇年度由布市自治委員選出届の提出について(依頼)	自治委員のみ	庄内・地域振興課	庄内地域	
4	「〇〇〇」チラシ	全戸配布	〇〇公民館	庄内地域※	△△・□□
5	「〇〇学校だより」〇月号	班回覧	〇〇小学校	庄内地域※	△△・□□

配布方よろしく願いいたします。

由布市役所 〇〇課
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 内線〇〇〇〇

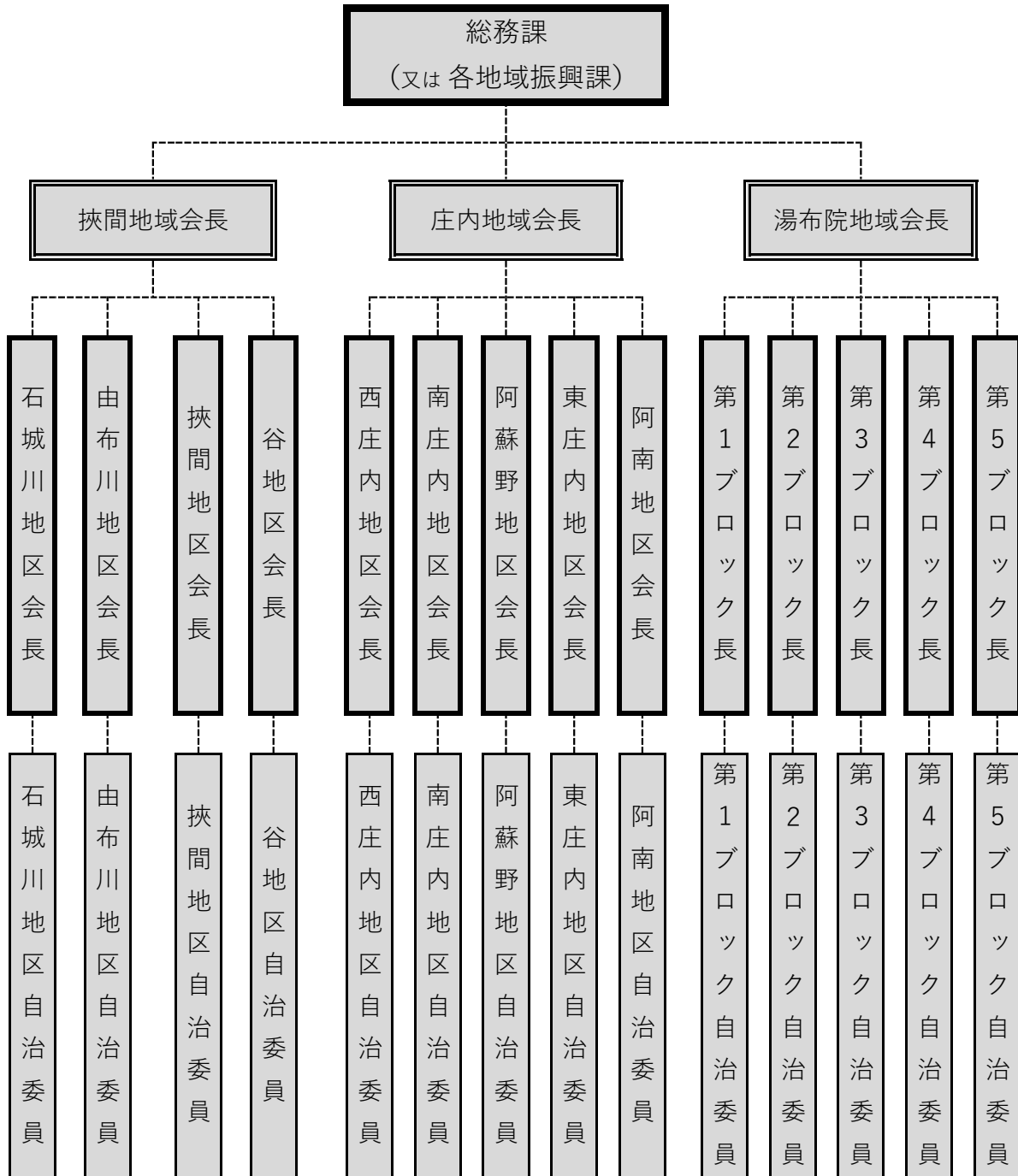
次回の文書配布日は 令和〇年〇月〇〇日(〇) です。よろしく願いいたします。

自治委員文書配布物表紙（見本）※A4サイズ（縦）

自治委員文書配布物表紙	
行政区名	〇〇〇 配布世帯数(〇) 回覧部数(〇)
発送日	令和〇年〇月〇日
配布物	〇〇について
配布形態	班回覧
伝達事項	〇〇〇〇をお願いします。
担当課	〇〇課

2. 総務課（各地域振興課）からの連絡体制について

自治委員会議などの急な中止や延期のお知らせやその他緊急を要するお知らせは、この連絡体制により行います。



3. 自治委員に関する届出・報告・書類など

<p>由布市自治委員 選出届 (記入例 P80)</p>	<p>毎年、年度末（3月末）までに提出して下さい。自治委員の変更がない場合も提出が必要です。</p> <p>年度途中で自治委員が変更した場合も提出をお願いします。</p> <p>※様式は、年度末にお渡し（お配り）します。新しく自治委員になる方は、前自治委員から様式をお受けとりください。無い場合は、各地域振興課にご連絡ください。</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112(直通) 挾間・地域振興課 総務係 ☎097-583-1111 庄内・地域振興課 総務係 ☎097-582-1113(直通) 湯布院・地域振興課 総務係 ☎0977-84-3111</p> 	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112 (直通)</p>
<p>由布市自治委員 口座振込依頼書 (記入例 P81)</p>	<p>自治委員に支払われる報酬及び費用弁償の振込先口座の届け出です。</p> <p>提出は、毎年4月に開催される第1回の各自治委員会議時としています。欠席の方は、4月中を目途に、各地域振興課に提出してください（前年度から引き続き自治委員を務める方で口座に変更がない場合は、提出の必要はありません）。</p> <p>※様式は、前年度末または年度はじめの文書配布時にお渡し（お配り）します。</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112(直通) 挾間・地域振興課 総務係 ☎097-583-1111 庄内・地域振興課 総務係 ☎097-582-1113(直通) 湯布院・地域振興課 総務係 ☎0977-84-3111</p> 	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112 (直通)</p>
<p>個人番号 (マイナンバー) の届出 (記入例 P82)</p>	<p>提出は、毎年4月に開催される第1回の各自治委員会議時としています。欠席の方は、各地域振興課に、4月中に提出をお願いします（前年度から引き続き自治委員を務める場合は提出の必要はありません）。</p> <p>提出される際は、手紙と一緒に<u>お渡ししている封筒に入れ、封をして下さい。</u></p> <p>※様式と封筒は、前年度末または年度はじめの文書配布時にお渡し（お配り）します。</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112(直通) 挾間・地域振興課 総務係 ☎097-583-1111 庄内・地域振興課 総務係 ☎097-582-1113(直通) 湯布院・地域振興課 総務係 ☎0977-84-3111</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112 (直通)</p>

3. 自治委員に関する届出・報告・書類など（続き）

<p>(配布文書一覧表) メール送信依頼書 (記入例 P83)</p>	<p>月2回の配布物の「配布文書一覧表」をメールで事前（配布日前日の午後）にお送りします。</p> <p>自治区に回覧する際等にこのデータを加工するなどして使用することができます。</p> <p><u>こちらは、希望者のみの提出です。</u></p> <p>※様式は、毎年4月に開催される第1回の各自治委員会議時にお渡しします。</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112(直通) 挾間・地域振興課 総務係 ☎097-583-1111 庄内・地域振興課 総務係 ☎097-582-1113(直通) 湯布院・地域振興課 総務係 ☎0977-84-3111</p> 	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112 (直通)</p>
<p>市報等の配布物 (月2回の配布物)</p>	<p>月に2回、市からの配布物（班への回覧等）をお願いしています。</p> <p>市ホームページにも配布・回覧をお願いした文書を掲載しています（更新に数日要することがあります）。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>掲載場所 トップページ >市政情報 >市からの配布物</p> </div>  <p>配布物が「足りない」「入っていない」場合は、ご連絡ください。</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112(直通) 挾間・地域振興課 総務係 ☎097-583-1111 庄内・地域振興課 総務係 ☎097-582-1113(直通) 湯布院・地域振興課 総務係 ☎0977-84-3111</p> <p>又は、 それぞれの配布物の担当課</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112 (直通)</p>
<p>市報等の配布物の 配布世帯数・ 回覧部数の変更</p>	<p>月2回の配布物について、世帯数や班数の変更などにより、配布部数の変更が生じた場合は、ご連絡をお願いします。</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112(直通) 挾間・地域振興課 総務係 ☎097-583-1111 庄内・地域振興課 総務係 ☎097-582-1113(直通) 湯布院・地域振興課 総務係 ☎0977-84-3111</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112 (直通)</p>
<p>回覧板の提供</p>	<p>月2回の配布物など、自治区で文書を回覧する際に使用する回覧板を提供しています。</p> <p>現在ご使用のものは令和7年度に全自治区に配布したものです。</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112(直通) 挾間・地域振興課 総務係 ☎097-583-1111 庄内・地域振興課 総務係 ☎097-582-1113(直通) 湯布院・地域振興課 総務係 ☎0977-84-3112</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112 (直通)</p>

3. 自治委員に関する届出・報告・書類など（続き）

<p>自治委員の表札</p>	<p>自治委員の自宅だということがわかるよう、玄関等に設置する「表札」をお配りしています。 「表札」が古くなったり、紛失した場合などのご連絡下さい。新しいものをお渡しします。</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112(直通) 挾間・地域振興課 総務係 ☎097-583-1111 庄内・地域振興課 総務係 ☎097-582-1113(直通) 湯布院・地域振興課 総務係 ☎0977-84-3111</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112 （直通）</p>
<p>自治委員 ハンドブック</p>	<p>この「自治委員ハンドブック」について、掲載内容等の問い合わせ・要望等があれば、ご連絡ください。</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112(直通)</p>	
<p>自治委員報酬に係る 「源泉徴収票」</p>	<p>1月1日～12月31日の1年間に由布市が支払った給与賃金・報酬等（自治委員報酬以外も含む）については、1月末日までに会計課から受給者の自宅に「源泉徴収票」を郵送します。 所得税の確定申告時にご活用ください。</p>	<p>会計課（本庁舎） ☎097-582-1111(代表)</p>	

4. 世帯主及び住民異動情報の提供について

自治委員の責務を遂行するために必要な世帯主及び住民異動情報を、申出により提供しています。情報提供を希望される場合は申出書をご提出ください。

なお、提供された情報については、守秘義務があり自治委員の責務以外への利用は認められません。

※この申出は義務ではありません。
(各自治区で住民の氏名や世帯を把握している場合などは申出不要です。)

(1) 提供する情報

①行政区内の世帯主情報（氏名・住所・年齢）

年1回の提供

- ・ 4月1日～4月末日までの申出
…4月30日時点の情報を5月10日以降に郵送
- ・ 5月1日～5月末日までの申出
…5月31日時点の情報を6月10日以降に郵送
- ・ 上記期間以外の申請
…申請受付日時点の情報を準備が出来次第郵送

②行政区内の住民異動情報（氏名・住所・年齢・異動事由）

6月、8月、10月、12月及び2月の5期の10日以降に、それぞれの前月までの分を提供

なお、①②については、年度末までに返却していただきます。

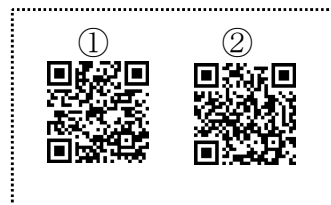
(総務課から返却依頼の通知をいたします。)

(2) 申出書の提出方法

総務課又は各地域振興課に下記①②の申出書兼誓約書を提出（フォーム提出可）

①世帯主情報提供申出書兼誓約書（記入例：P84）

②住民異動情報提供申出書兼誓約書（記入例：P85）



(3) 提供された情報の取扱いについて

これら行政から提供または依頼を受けて知り得た情報は、その目的以外での利用が禁じられています。また第三者に知らせることもできません。

個人情報保護の重要性をご理解いただき、その取り扱いには十分お気を付けください。

第2章

由布市自治委員会連合会

【この章に関する問い合わせ先】

由布市自治委員会連合会事務局（総務課内）

☎097-582-1112（直通）

1. 由布市自治委員会連合会について

第1章にて、「自治委員の位置づけ」について説明（P2）していますとおり、みなさまは“非常勤特別職の公務員”です。また、それと同時に「自治会（区）の長」としての立場も併せ持っています。

その「自治会（区）の長」として加入していただく組織が由布市自治委員会連合会です。

この会の目的は、会員相互の親睦と連絡連携を図り、共通の問題を協議し、市政に協力するとともに、市民自治意識の高揚と地域社会の発展に寄与することとしています。

会則等については、P23～P26をご参照ください。

（1）主な活動事業について

①会員相互の連絡連携

- ・総会、理事会等を通じての会員相互の親睦と連絡連携の強化
- ・研修会の実施
- ・事業実施報告（会報の発行）

②組織強化の取組み

- ・大分県自治会連合会事業への参加
- ・先進地視察研修
- ・自治区未加入世帯の加入推進

③安心安全なまちづくりへの取組み

- ・自主防災組織の結成及び活動の推進
- ・交通安全運動の推進
- ・暴力絶滅、犯罪防止対策の推進
- ・由布市あんしんネットの協力

④環境整備及び美化運動の推進

- ・美化緑化運動の推進
- ・環境整備とリサイクル運動の推進

⑤市政運営への協力

- ・自治区要望の実現
- ・市長との懇談会

⑥記念品の贈呈

- ・由布市自治委員会連合会記念品規程（P26参照）に基づく永年勤続会員への記念品贈呈

⑦永年勤続会員の各種表彰の推薦

- ・大分県自治会連合会等の表彰規程に基づく永年勤続会員の推薦

(2) 理事及び理事会について

①理事について

連合会の理事は、以下のとおりとなっています。

- ・ 挾間地域 5名（挾間地域会長及び各地区会長）
- ・ 庄内地域 5名（庄内地域会長及び各地区会長）
- ・ 湯布院地域 5名（湯布院地域会長及び各ブロック長）

②理事会について

理事会は会長が招集します。例年4～5回開催しています。

第1回は、毎年5月の上旬に開催しています（今年度は5月8日（金）に開催します）。

(3) 総会について

総会は、原則として毎年5月に行うことになっています。また、総会に付議する内容は、以下のとおりとなっています（由布市自治委員会連合会会則第11条・・・P24参照）。

- ①前年度事業報告及び決算
- ②決算監査報告
- ③当年度事業計画及び予算
- ④会則等の改廃
- ⑤その他必要な事項

なお、令和8年度の総会は、以下のとおり予定していますが、5月8日（金）に開催される理事会での承認を受け、正式決定となります。

由布市自治委員会連合会総会（予定）

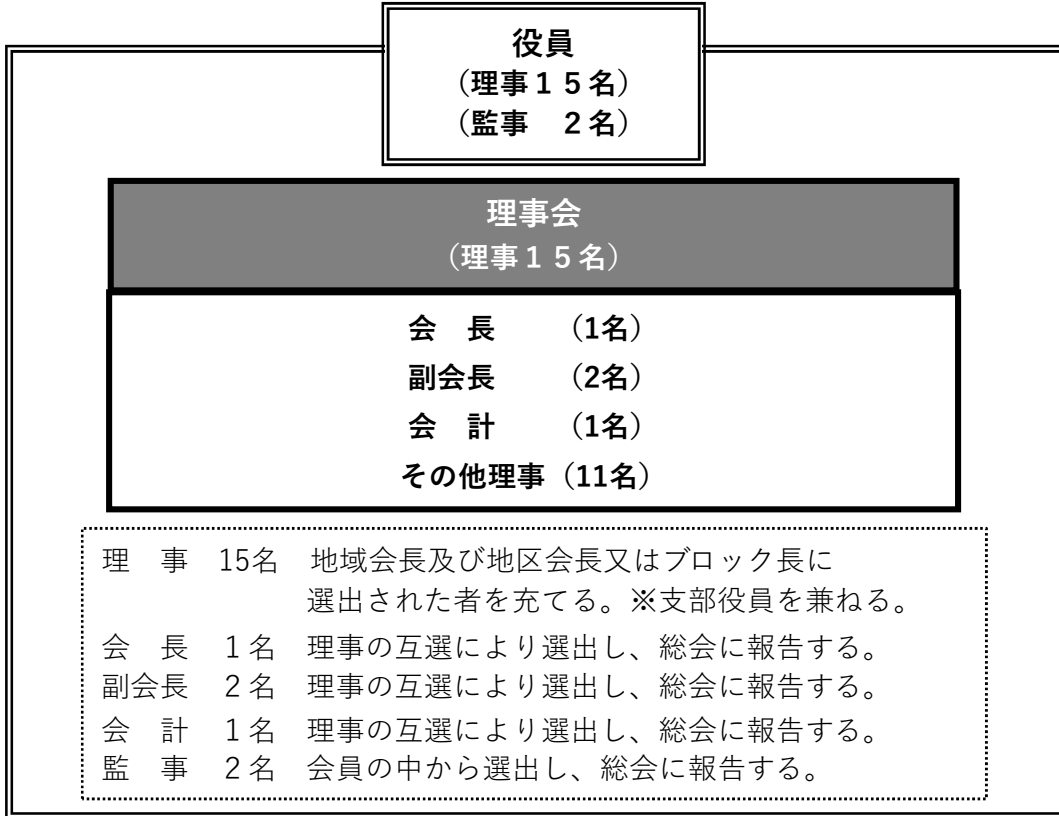
日時 令和8年5月26日（火）14時00分

場所 庄内公民館 大ホール

開催が決定しましたら、5月14日（木）の自治委員配布文書にて通知いたします。

2. 由布市自治委員会連合会組織図

由布市自治委員会連合会 総会（全会員：自治委員）



挾間支部

役員

挾間地域会長
 兼 支部会長 (1名)
 及び
 各地区会長 (4名)
 計 5名

※支部会長が必要と認めた場合、上記5名に加えて役員をおくことができる

石城川地区 会員

由布川地区 会員

挾 間地区 会員

谷 地区 会員

庄内支部

役員

庄内地域会長
 兼 支部会長 (1名)
 及び
 各地区会長 (4名)
 計 5名

※支部会長が必要と認めた場合、上記5名に加えて役員をおくことができる

西庄内地区 会員

南庄内地区 会員

阿蘇野地区 会員

東庄内地区 会員

阿 南地区 会員

湯布院支部

役員

湯布院地域会長
 兼 支部会長 (1名)
 及び
 各ブロック長 (4名)
 計 5名

※支部会長が必要と認めた場合、上記5名に加えて役員をおくことができる

第1ブロック 会員

第2ブロック 会員

第3ブロック 会員

第4ブロック 会員

第5ブロック 会員

由布市自治委員会連合会会則

(名称)

第1条 本会は、由布市自治委員会連合会（以下「連合会」という。）と称する。

(組織)

第2条 本会は、由布市の自治委員をもって会員とする。ただし、自治委員が不在の行政区については、その行政区内にある自治区の代表者をもって会員とすることができる。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と連絡連携を図り、共通の問題を協議し、市行政に協力すると共に、市民自治意識の高揚と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条に定める目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 行政機関及び関係団体との連絡協調に関すること。
- (2) 自治会活動を推進するための調査研究に関すること。
- (3) 会員相互の親睦並びに研修会開催に関すること。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 15名（会長、副会長、会計を含む。）
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会に報告する。

2 理事は、由布市自治委員等に関する規則（平成17年規則第8号）第4条第2項及び第3項の規定により選出された者をもって充てる。

3 会計は、理事の互選により選出し、総会に報告する。

4 監事は、理事会において、会員の中から選出し、総会に報告する。

5 任期途中において、会長、副会長、会計及び監事に欠員を生じたときは、理事会において欠員となった役員を選出する。

6 前項の規定により選出された役員は、第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、総会での報告は必要としない。

7 理事に欠員を生じたときは、その欠員となった役員の選出地域において、後任の理事を選出するものとする。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長、副会長、会計及び監事の職にある者が、会計年度終了後、第2条の規定により会員資格を失う場合、本会則の規定にかかわらず、後任者が選出されるまでその職務を

行う。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の運営に必要な事項を審議する。
- (4) 会計は、経理を処理する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査し、これを総会に報告する。

(役員手当)

第9条 役員の手当は、次のとおりとする。

- (1) 会長 60,000円
- (2) 副会長 30,000円

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第11条 総会は、原則として毎年5月に行う。ただし、理事会が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

- 2 議長は、出席した会員（役員を除く。）の中から選出する。
- 3 総会は、会員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 4 総会は、出席者の過半数の賛成により議決し、可否同数の場合は、議長が決する。
- 5 総会に出席できない場合、委任状をもって出席とみなすことができる。この場合、1個の委任状は、出席1人として数える。また、1個の委任状は1個の議決権をもつものとする。

6 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 前年度事業報告及び決算
- (2) 決算監査報告
- (3) 当年度事業計画及び予算
- (4) 会則等の改廃
- (5) その他必要な事項

(理事会)

第12条 理事会は必要に応じ、会長が招集し議長となる。

- 2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ成立しない。
- 3 理事会は、出席者の過半数の賛成により議決し、可否同数の場合は、議長が決する。
- 4 理事会は、次の事項を審議、決定する。
 - (1) 本会の事業運営、執行に関する事項
 - (2) 次年度の事業計画及び予算並びに当該年度の決算に関する事項
 - (3) 会長、副会長、会計及び監事の選出
 - (4) その他、会長が付議した事項

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、負担金、市の補助金及びその他の収入をもって、これに

充てる。

2 会費は1人年間2,000円とする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 本会の事務局を由布市総務課に置く。

(支部)

第16条 本会の円滑な運営を図るため、挾間、庄内及び湯布院地域に連合会の支部を設置し、名称は、次の各号のとおりとする。

(1) 挾間地域 由布市自治委員会連合会挾間支部

(2) 庄内地域 由布市自治委員会連合会庄内支部

(3) 湯布院地域 由布市自治委員会連合会湯布院支部

2 前項に規定する支部(以下「各支部」という。)は、当該地域の会員をもって組織し、次の役員を置く。

(1) 支部会長 1名

(2) その他支部役員 4名以上12名以下

3 前項に規定する支部の役員(以下「支部役員」という。)は、第5条第3号に規定する理事(以下「理事」という。)をもって充てる。ただし、支部会長が必要と認めるときは、理事に加え、当該支部の会員を当該支部のその他支部役員とすることができる。

4 各支部の事務局は、支部が属する地域の振興局地域振興課に置く。

5 その他、支部の役割については、別に定める。

(雑則)

第17条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、総会において審議する。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月27日第2回由布市自治委員会連合会総会決定)

この会則は、平成23年5月28日から施行する。

附 則(平成27年5月26日第6回由布市自治委員会連合会総会決定)

この会則は、平成27年5月26日から施行する。

附 則(令和3年5月24日第12回由布市自治委員会連合会総会決定)

この会則は、令和3年5月24日から施行する。

附 則(令和6年5月28日第15回由布市自治委員会連合会総会決定)

この会則は、令和6年5月29日から施行する。

附 則(令和7年5月27日第16回由布市自治委員会連合会総会決定)

この会則は、令和7年5月27日から施行する。

由布市自治委員会連合会記念品規程

(趣旨)

第1条 この規程は、由布市自治委員会連合会の発展、活動に功労があった者の記念品贈呈に関して必要な事項を定めるものとする。

(記念品)

第2条 会員を4年以上勤続し退会した者（会員であった年数が通算して4年以上となる場合を含む。）に対し、記念品を贈るものとする。

2 前項の場合において、途中から会員となった者又は理事の職に就いた者の記念品贈呈の対象となる在任期間は、現実にこれらの職に就任した日から起算するものとする。

(記念品贈呈の方法)

第3条 記念品の贈呈は、由布市自治委員会連合会定期総会において行う。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の協議により定める。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 第2条の規定に該当する会員の在職年数は、平成17年4月1日以降の在職期間とする。

由布市自治委員会連合会弔慰規程

第1条 この規程は、会員の弔慰に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 会員が次の各号の一に該当するときは、弔慰の金品を贈る。

(1) 会員が死亡したとき。10,000円及び生花1基

(2) その他、理事会で必要と認めるとき。

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の協議により定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

第3章

市の業務に関すること

1. 市の業務に係る連絡先等

自治区放送施設の設置	<p>自治区で放送施設（音響装置、スピーカー及びスピーカーを取り付ける柱）を設置する際の補助事業があります。 詳しくはお問い合わせください。</p> <p>手続きは、総務課及び各地域振興課でできます。</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112（直通）</p>
市民活動保険	<p>自治区の行事中に発生したケガや事故に対する保険があります。 詳しくはお問い合わせください。</p> <p>手続きは、総務課及び各地域振興課でできます。</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112（直通）</p>
自治区の統合・分割に関する相談	<p>自治区内の世帯数の減少や高齢化に伴い、他自治区との統合、また、規模が大きくなりすぎたことによる既存自治区の分割などの相談を受け付けています。</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112（直通）</p>
自治委員の兼務に関する相談	<p>区の規模が著しく小さくなり、自治委員の選出が困難となった場合、他の区の自治委員に兼務してもらう、他の区と合同で自治委員を選出するなどの方法があります。 この場合、区同士の協議が必要となりますので、まずはご相談ください。</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112（直通）</p>
自治委員の選出・自治区の活動等に関する相談	<p>自治委員の選出や自治区の活動全般についての困りごと等がありましたら、どんなことでも構いませんのでお気軽にご相談ください。</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112（直通） 挾間・地域振興課 ☎097-583-1111 庄内・地域振興課 ☎097-582-1113（直通） 湯布院・地域振興課 ☎0977-84-3111</p>
認可地縁団体の新規登録	<p>自治会（区）などの地縁による団体は、市長の認可を受けることで、法人格を取得することができます。 詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112（直通）</p>
認可地縁団体の手続き等	<p>認可地縁団体に対して、証明書の発行やその他必要な事務手続等のご案内を行います。 詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112（直通）</p>
防犯灯の設置	<p>自治区で防犯灯を設置する際の補助事業があります。 詳しくはお問い合わせください。</p> <p>手続きは、総務課及び各地域振興課でできます。</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112（直通）</p>
防犯カメラの設置	<p>防犯カメラを設置する際の補助事業があります。 詳しくはお問い合わせください。</p> <p>手続きは、総務課及び各地域振興課でできます。</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112（直通）</p>
特殊詐欺等被害防止対策	<p>特殊詐欺等を防止する機能が付いた電話機の購入等に係る費用を補助します。 補助対象となる電話機また補助対象となる方の要件等がありますので、詳しくはお問い合わせください。</p> <p>手続きは、総務課及び各地域振興課でできます。</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112（直通）</p>

1. 市の業務に係る連絡先等（続き）

<p>交通安全施設</p>	<p>交通安全施設（カーブミラー、ガードレール等）の設置を行っています。</p> <p>手続きは、各地域振興課です。</p>	<p>総務課（本庁舎） ☎097-582-1112（直通） 挾間・地域振興課 ☎097-583-1111 庄内・地域振興課 ☎097-582-1113（直通） 湯布院・地域振興課 ☎0977-84-3111</p>
<p>集会所等の 固定資産税の減免</p>	<p>賦課期日（1月1日）現在、自治区などが所有し、または他から無償で借り受け、公共的施設として直接その本来の用に供する固定資産であると認められる場合は固定資産税が減免になります。</p> <p>手続きは、税務課及び挾間・湯布院の地域振興課でできます。</p>	<p>税務課（本庁舎） ☎097-582-1138（直通） ※課税係固定資産税担当</p>
<p>認可地縁団体の 法人市民税の減免</p>	<p>収益事業を行っていない認可地縁団体について、法人税法に基づき、法人市民税の法人税割は非課税とし、市税条例に基づき均等割が減免となります。</p> <p>手続きは、税務課及び挾間・湯布院の地域振興課でできます。</p>	<p>税務課（本庁舎） ☎097-582-1269（直通） ※課税係法人市民税担当</p>
<p>AEDの貸し出し</p>	<p>由布市内外で開催される市民が集まる行事等において、AEDの貸し出しを無料で行っています。</p> <p>詳しくはお問い合わせください。</p> <p>なお、AEDが設置されている市内の公共施設等については、一覧表により確認下さい（P51～P52掲載）。</p> <p>また、市及び大分県のホームページ等においても確認できます。</p>	<p>健康増進課（本庁舎） ☎097-582-1120（直通）</p>
<p>防災ラジオ</p>	<p>災害時などに市からの緊急なお知らせを、ラジオを自動起動して放送する、防災ラジオの貸与等を行っております。詳しくはお問い合わせください。</p> <p>手続きは、防災危機管理課及び挾間・湯布院の地域振興課でできます。</p>	<p>防災危機管理課（本庁舎） ☎097-582-1140（直通）</p>
<p>自主防災組織</p>	<p>自主防災組織の結成や活動における資機材等整備事業補助金及び活動交付金があります。</p> <p>詳しくはお問い合わせください。</p> <p>手続きは、防災危機管理課及び挾間・湯布院の地域振興課でできます。</p>	<p>防災危機管理課（本庁舎） ☎097-582-1140（直通）</p>
<p>空き家バンク制度</p>	<p>「利用可能な空き家」を、移住希望者等へ案内します。「空き家」の登録には、所有者から申請していただく必要があります。</p> <p>※市は当該「空き家」を管理しませんのでご注意ください。</p>	<p>総合政策課（本庁舎） ☎097-582-1158（直通） 挾間・地域振興課 ☎097-583-1111 庄内・地域振興課 ☎097-582-1113（直通） 湯布院・地域振興課 ☎0977-84-3111</p>

1. 市の業務に係る連絡先等（続き）

<p>境界確認</p>	<p>土地家屋調査士などから、自治区内における法定外公共物（里道・水路等）の境界確認の立会の依頼が入ることがあります。</p> <p>その際の問い合わせは、右記の担当課をお願いします。</p>	<p>建設課（本庁舎） ☎097-582-1273（直通）</p>
<p>ゆふポスト</p>	<p>道路の問題（陥没、ひび割れ、倒木、落石等）や不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した際、市公式アプリ「ゆふポ」を使用し、その現場の写真等をスマートフォンやタブレットから投稿することができます。</p>	<p>「ゆふポスト」に関すること 建設課（本庁舎） ☎097-582-1273（直通）</p> <p>「ゆふポ」のアプリに関すること 総務課（本庁舎） ☎097-582-1112（直通）</p>
<p>開発に係る事前説明</p>	<p>(※)市の条例に該当する開発の場合、開発が行われる自治区の長へ、事前に事業者より事業内容の説明があります。 ご不明な点があれば、右記の担当課へお問い合わせください。</p> <p>(※)市の条例の例</p> <p>【全地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例 <p>【挟間地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・挟間町環境保全条例 <p>【湯布院地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潤いのある町づくり条例 ・由布市景観条例 等 	<p>都市景観推進課（本庁舎） ☎097-529-7334（直通）</p>
<p>農地転用</p>	<p>農地法第4条又は第5条許可申請を提出するにあたり、転用者などから排水先（関係する井路組合）などの問い合わせを受けることがあります。</p> <p>詳しくは右記の担当課にお尋ねください。</p>	<p>農業委員会事務局（本庁舎） ☎097-582-1303（直通）</p>
<p>ごみステーション</p>	<p>ごみステーションを新設又は場所を変更する場合は届出が必要です。 詳しくはお問い合わせください。</p> <p>手続きは、環境課及び挟間・湯布院の地域振興課でできます。</p>	<p>環境課（本庁舎） ☎097-582-1310（直通）</p> <p>挟間・地域振興課 ☎097-583-1111</p> <p>湯布院・地域振興課 ☎0977-84-3111</p>
<p>地域清掃（ごみ）</p>	<p>自治区活動やボランティア活動でごみ拾いを行う場合、ボランティア袋の交付を行います。 交付の際は、活動日や活動場所の確認及び清掃活動で使用した袋の回収日等の調整が必要です。 詳しくはお問い合わせください。</p> <p>手続きは、各地域振興課です。</p>	<p>挟間・地域振興課 ☎097-583-1111</p> <p>庄内・地域振興課 ☎097-582-1113（直通）</p> <p>湯布院・地域振興課 ☎0977-84-3111</p>

1. 市の業務に係る連絡先等（続き）

<p>空き地の雑草対策</p>	<p>主に空き地（空き家含む）の雑草繁茂に関して、土地所有者に対して適正管理する文書の送付及び所有者からの連絡があれば適正管理するための指導を行っています。</p> <p>相談窓口は、環境課及び挾間・湯布院の地域振興課です。</p>	<p>環境課（本庁舎） ☎097-582-1310（直通） 挾間・地域振興課 ☎097-583-1111 湯布院・地域振興課 ☎0977-84-3111</p>
<p>ごみ減量化学習会 （ごみ減量化の広報活動）</p>	<p>自治区の集会等で人が集まる機会に時間をいただきごみの減量化についての学習会や啓発を行います。 （集会の始めや終わり、隙間時間などの短時間でも構いません。）</p> <p>詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>環境課（本庁舎） ☎097-582-1310（直通）</p>
<p>健康教室について</p>	<p>地域の健康課題が見える冊子「由布市のはなし」を活用した健康教室を実施しています。</p> <p>自治区で健康教室の開催を検討される際はご連絡ください。</p>	<p>保険課（本庁舎） ☎097-582-1121（直通）</p>
<p>民生委員及び児童委員の活動に関すること</p>	<p>民生委員及び児童委員の担当地区や連絡先など、民生委員児童委員活動について、不明な点がありましたらお問合せください。</p>	<p>福祉課（本庁舎） ☎097-582-1265（直通）</p>
<p>避難行動要支援者名簿・個別避難計画に関すること</p>	<p>避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者の個別避難計画について、不明な点がありましたらお問合せください。</p>	<p>福祉課（本庁舎） ☎097-582-1265（直通）</p>
<p>日本赤十字社の会費に関すること</p>	<p>毎年4～5月に依頼する日本赤十字社の会費について、不明な点がありましたらお問合せください。</p>	<p>福祉課（本庁舎） ☎097-582-1265（直通）</p>
<p>お茶の間サロン</p>	<p>高齢者の健康づくりや介護予防、また生きがいくくりや地域の支え合い活動を目的とした「お茶の間サロン」を実施しています。</p>	<p>高齢者支援課（本庁舎） ☎097-529-7349（直通）</p>
<p>各種選挙における投票立会人の推薦</p>	<p>選挙が行われる際に、当日投票所ごとに、その投票所を構成する自治区から、順番に投票立会人の推薦をお願いしています。</p> <p>4月当初の自治委員会議において、当該年度に行われる選挙と、その際に推薦をお願いする自治区を提示します（衆議院議員選挙など急に執行が決まった場合は、決定したタイミングで、対象となる自治区の自治委員に連絡します）。</p> <p>推薦書にて回答いただいた後は、ご本人に直接連絡します。</p> <p>【投票立会人】 選挙期日当日の立会い 7：00～投票所閉鎖まで 報酬12,400円（所得税控除あり） ※交代制を選択した場合はその半額</p>	<p>選挙管理委員会事務局(本庁舎) ☎097-582-1219（直通）</p>

2. 自治区等を対象とした補助・助成等

自治区 放送施設 設置補助金	自治区が設置する下記放送施設について、補助を行います。 補助の対象となるものは、 ①音響機器 ②スピーカー ③スピーカーを設置する柱です。 詳細はお問い合わせください。	・10月～11月に次年度の申請予定調査 ・申請随時 ・年度内に工事完了 ・工事完了後に実績報告、請求	○総務課 ○挾間・地域振興課 ○庄内・地域振興課 ○湯布院・地域振興課 のいずれか	総務課（本庁舎） ☎097-582-1112(直通)
防犯灯 設置補助金	自治区が設置する防犯灯について、補助を行います。 補助の対象となるものは、 ①LED ②鉄柱 ③蛍光灯 ④木柱 です。 詳細はお問い合わせください。	・申請随時 ・年度内に工事完了 ・工事完了後に実績報告、請求 ※現年度の枠がいっぱいになった場合は、次年度へ持ち越しとなります。	○総務課 ○挾間・地域振興課 ○庄内・地域振興課 ○湯布院・地域振興課 のいずれか	総務課（本庁舎） ☎097-582-1112(直通)
防犯カメラ 設置補助金	防犯カメラ設置に係る費用の補助を行います。 詳細はお問い合わせください。	・必ず事前の相談をお願いします。 ・年度内に工事完了 ・工事完了後に実績報告、請求	○総務課	総務課（本庁舎） ☎097-582-1112(直通)
自主防災組織 資機材等 整備事業補助金	市内の自主防災組織が新たに防災資機材を整備する事業に対し補助を行います。 補助金の額は、対象経費の5分の4以内の額とし、30万円を限度とします。 詳細はお問い合わせください。	・年度当初より順次受付 ・年度内に事業完了 ・予算範囲の上限に達したら受付終了	○防災危機管理課 ○挾間・地域振興課 ○庄内・地域振興課 ○湯布院・地域振興課 のいずれか	防災危機管理課 (本庁舎) ☎097-582-1140(直通)
自主防災組織 活動交付金	自主防災組織が関係自治区内で防災訓練・研修、防災計画の作成・見直し、災害支援活動等を実施した際に交付金を支払います。 詳細はお問い合わせください。	・事業完了した団体から随時申請受付	○防災危機管理課 ○挾間・地域振興課 ○庄内・地域振興課 ○湯布院・地域振興課 のいずれか	防災危機管理課 (本庁舎) ☎097-582-1140(直通)
市道 草刈補助金	自治区が行う市道の草刈について、補助を行います。	4～9月に実施したものを10月に申請して下さい。	○建設課 ○挾間・地域整備課 ○湯布院・地域整備課 のいずれか	建設課（本庁舎） ☎097-582-1273(直通)
融雪剤の配布 (市道)	冬季(積雪時)に自治区へ配布 詳細は担当課にお問い合わせください。	積雪予報時（市道の凍結解消のため）	【申込先】 右に同じ	庄内・地域振興課 ☎097-582-1113(直通) 挾間・地域整備課 ☎097-529-6777(直通) 湯布院・地域整備課 ☎0977-84-7071(直通)

2. 自治区等を対象とした補助・助成等（続き）

<p>地域活力創造事業</p>	<p>「活力溢れる地域」を創造することを目的として、地域住民等が自主的・主体的に企画・実施する各種事業を支援します。</p> <p>・補助金上限：補助対象経費の10分の9 最大150万円（事業対象者が小規模集落自治区を含む場合は195万円）</p> <p>・補助期間：年間最大50万円で最長5か年（事業対象者が小規模集落自治区を含む場合は65万円）</p> <p>詳細はお問い合わせください。</p>	<p>・事業実施前に要相談、申請</p> <p>↓</p> <p>交付決定の後、事業実施</p> <p>↓</p> <p>事業終了後30日以内に実績報告</p>	<p>○挟間地域 挟間・地域振興課</p> <p>○庄内地域 庄内・地域振興課</p> <p>○湯布院地域 湯布院・地域振興課</p>	<p>○挟間地域 挟間・地域振興課 (地域振興係) ☎097-583-1111</p> <p>○庄内地域 庄内・地域振興課 (地域振興係) ☎097-582-1113(直通)</p> <p>○湯布院地域 湯布院・地域振興課 (地域振興係) ☎0977-84-3111</p>
<p>由布市自治公民館等整備補助金</p>	<p>自治公民館等の建築工事等に要する経費の一部を補助します。</p> <p><補助対象工事></p> <p>①新築、増改築工事費又は購入にかかる経費（土地は除く。）</p> <p>②建築基準法に定める建築設備費</p> <p>③修理に係る工事費</p>	<p>・8月上旬：翌年度に向けた補助金要望受付の案内通知送付</p> <p>・10月下旬：自治委員から、市長宛に要望書提出</p> <p>≪添付資料≫</p> <p>・見積書</p> <p>・現状写真</p> <p>・設計書（新築、増改築の場合のみ）</p>	<p>○社会教育課</p> <p>○挟間公民館</p> <p>○庄内公民館</p> <p>○湯布院公民館</p> <p>のいずれか</p>	<p>社会教育課（本庁舎） ☎097-582-1203(直通)</p>
<p>由布市自治公民館活動交付金</p>	<p>社会教育の振興と自治公民館の活動促進を図るため、自治区を対象として地区学習活動や地域づくりなどを支援していきます。</p>	<p>・2月上旬：自治公民館長宛に交付金の申請書を送付</p> <p>・3月中旬：交付金申請書類、請求書提出</p> <p>・5月中旬：自治区指定の口座に振込</p>	<p>○社会教育課</p> <p>○挟間公民館</p> <p>○庄内公民館</p> <p>○湯布院公民館</p> <p>のいずれか</p>	<p>社会教育課（本庁舎） ☎097-582-1203(直通)</p>

3. 各種相談

※日時・場所を変更することがあります。事前にお問い合わせください。

①市役所の中での相談

行政相談	<input type="checkbox"/> 行政相談委員による相談 困ったら1人で悩まず行政相談	月1回開催	本庁舎	申込不要	総務課 ☎097-582-1112(直通)
		※相談日は月ごとに変 わります。市報、ホーム ページ、電話にてご確認 ください。	挟間庁舎		挟間・地域振興課 ☎097-583-1111
			湯布院庁舎		湯布院・地域振興課 ☎0977-84-3111
不動産相談	<input type="checkbox"/> 宅地建物取引士による相談 土地の境界等不動産全般に関する こと	月1回開催	本庁舎 ※電話相談可	申込不要	総務課 ☎097-582-1112(直通)
司法書士市民 相談	<input type="checkbox"/> 司法書士による相談 (※相談日の2日前までに要予約) 不動産登記、相続、金銭トラブル 等の法律相談	・本庁舎は、月1回開 催 ・挟間庁舎は、奇数月 に1回開催 ・湯布院庁舎は、偶数 月に1回開催 ※相談日は月ごとに変 わります。市報、ホーム ページ、電話にてご確認 ください。	本庁舎	総務課 ☎097-582-1112(直通)	
			挟間庁舎	挟間・地域振興課 ☎097-583-1111	
			湯布院庁舎	湯布院・地域振興課 ☎0977-84-3111	
行政書士市民 相談	<input type="checkbox"/> 行政書士による相談 (※相談日の2日前までに要予約) 遺言相談、農地、温泉、成年後見 等のお悩みごと	月1回開催	本庁舎	総務課 ☎097-582-1112(直通)	
			挟間庁舎	挟間・地域振興課 ☎097-583-1111	
			湯布院庁舎	湯布院・地域振興課 ☎0977-84-3111	
犯罪被害者支 援	犯罪等により被害を受けた方又は その遺族の方からの相談に応じて います。 見舞金の申請受付や各種支援の情 報提供等を行います。	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始除く) 8:30～17:00	本庁舎	事前にお電 話にてご相 談くださ い。	総務課 ☎097-582-1112(直通)
消費生活相談	<input type="checkbox"/> 商品・サービスの契約、消費生 活に関する相談	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始除く) 8:30～17:00	本庁舎 ※面談の場合は電 話予約を申し ます。	由布市消費 生活センター (商工観光課内) ☎097-582- 1298	商工観光課 ☎097-582-1304(直通)
空き家の管理 等に関する相 談	<input type="checkbox"/> 空き家の管理等に関する相談	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始除く) 8:30～17:00	本庁舎 ※電話相談可	申込不要	建設課 ☎097-582-1273(直通)

3. 各種相談（続き）

※日時・場所は変更することがあります。事前にお問い合わせください。

①市役所の中での相談（続き）

健康に関する相談	<input type="checkbox"/> 子どもの健康（発育発達）や健診・予防接種・栄養・生活習慣病の予防・心の健康に関する相談	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始除く) 8:30～17:00	本庁舎 ※電話相談可 挟間健康センター (はさま未来館1階) ※電話相談可 湯布院健康センター (湯布院庁舎) ※電話相談可	申込不要	健康増進課 ☎097-582-1120(直通) 挟間健康センター ☎097-583-1111(代表) 湯布院健康センター ☎0977-84-7081(直通)
子育ての相談	<input type="checkbox"/> 養育全般に関する相談	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始除く) 8:30～17:00	本庁舎 ※電話相談可 挟間庁舎 ※電話相談可 湯布院庁舎 ※電話相談可	申込不要	こども家庭センター (子育て支援課) ☎097-582-1262(直通) 挟間・地域振興課 ☎097-583-1111 湯布院・地域振興課 ☎0977-84-3111
高齢者に関する相談	<input type="checkbox"/> 高齢者の介護等生活に関する相談	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始除く) 8:30～17:00	本庁舎 ※電話相談可 挟間庁舎 ※電話相談可 湯布院庁舎 ※電話相談可	申込不要	高齢者支援課 ☎097-529-7349(直通) 挟間・地域振興課 ☎097-583-1111 湯布院・地域振興課 ☎0977-84-3111
DVに関する相談	<input type="checkbox"/> DV被害・加害に関する相談 <input type="checkbox"/> 一時避難や離婚前相談等	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始除く) 8:30～17:00	本庁舎 ※電話相談可 挟間庁舎 ※電話相談可 湯布院庁舎 ※電話相談可	申込不要	人権・部落差別解消推進課 ☎097-582-1244(直通) 子育て支援課 ☎097-582-1262(直通) 挟間・地域振興課 ☎097-583-1111 湯布院・地域振興課 ☎0977-84-3111
児童虐待に関する相談	<input type="checkbox"/> 怒鳴り声や泣き声等虐待が疑われることに対する情報提供・相談	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始除く) 8:30～17:00 ◆緊急の場合 24時間365日	本庁舎 ※電話相談可 挟間庁舎 ※電話相談可 湯布院庁舎 ※電話相談可 児童相談所全国共通ダイヤルをご利用ください。	申込不要	こども家庭センター (子育て支援課) ☎097-582-1262(直通) 挟間・地域振興課 ☎097-583-1111 湯布院・地域振興課 ☎0977-84-3111 児童相談所全国共通ダイヤル(管轄の児童相談所につながります) ☎189(いちはやく)
高齢者の虐待に関する相談	<input type="checkbox"/> 高齢者への虐待が疑われることに対する情報提供・相談	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始除く) 8:30～17:00 ◆緊急の場合 上記の時間外	本庁舎 ※電話相談可 まずは電話連絡をお願いします。	申込不要	高齢者支援課 ☎097-529-7349(直通)
障がい者の虐待に関する相談	<input type="checkbox"/> 障がい者への虐待に関する相談	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始除く) 8:30～17:00	本庁舎 (障害者虐待防止センター) ※電話相談可	申込不要	福祉課 ☎097-582-1265(直通)
障がい者の差別に関する相談	<input type="checkbox"/> 障がい者への差別に関する相談	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始除く) 8:30～17:00	本庁舎 ※電話相談可	申込不要	福祉課 ☎097-582-1265(直通)

3. 各種相談（続き）

※日時・場所は変更することがあります。事前にお問い合わせください。

①市役所の中での相談（続き）

生活保護の相談	□相談員による生活保護の相談	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始除く) 8:30～17:00	本庁舎	申込不要	福祉課 ☎097-582-1265(直通)
			挟間庁舎		挟間・地域振興課 ☎097-583-1111
			湯布院庁舎		湯布院・地域振興課 ☎0977-84-3111
ひきこもりに関する相談	□ひきこもりに関する本人・家族・関係者からの相談	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始除く) 8:30～17:00	本庁舎 ※電話相談可	申込不要	福祉課 ☎097-582-1265(直通)

②市役所外の相談

公証人無料相談会	□公証人による遺言、任意後見、離婚給付、債権弁済等の公正証書の相談 ※市役所での公証人無料相談会は当面の間休止しています。相談を希望の場合は、合同役場に直接電話をお願いします。				大分公証人合同役場 ☎097-535-0888
被害にあわれた方の相談	□被害にあわれた方、一人で悩んでいる方、「二次被害」にあっている方、DVやストーカー被害にあわれている方の相談、支援				大分被害者支援センター ☎097-532-7711（相談用）
こころの健康相談	□うつ、アルコール依存症、統合失調症などの精神保健医療福祉に関する相談 □認知症についての相談				大分県中部保健所由布保健部 ☎097-582-0660
人権相談	夫やパートナーからの暴力、職場でのセクシャルハラスメント、つきまとい（ストーカー）、子どものいじめ、不登校、その他の人権問題 □一般の人権相談「みんなの人権110番」☎0570-003-110 ※月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)8:30～17:15 □こどもの人権関係「こどもの人権110番」☎0120-007-110 ※月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)8:30～17:15 □女性の人権関係「女性の人権ホットライン」☎0570-003-110 ※月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)8:30～17:15 □外国人の人権関係「外国人人権相談ダイヤル」☎0570-090-911 ※月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)9:00～17:00				大分県方法務局 人権擁護課 ☎097-532-3368
労働相談	□仕事や職場でのトラブル・悩みに関する相談 フリーダイヤル ☎0120-601-540 スマホ・携帯から ☎097-532-3040 ※月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)8:30～17:15				大分県労政・相談情報センター ☎097-506-3353
野犬に関する相談	野犬の捕獲や放し飼いの指導は、大分県動物愛護センターで行っています。野犬の目撃場所、日時及び犬の種類等詳細な情報をご報告ください。				大分県動物愛護センター ☎097-588-1122
猫に関する相談	猫の放し飼いや糞尿被害に関する苦情及び相談については、大分県動物愛護センターで受付し、巡回及び指導を行っています。				大分県動物愛護センター ☎097-588-1122
生活困窮者自立相談	□生活にお困りの方の自立支援の相談 ☎097-574-5786 □一般就労に向けた就労準備支援の相談 ☎097-574-5786 □家計管理が苦手な方の家計改善の相談 ☎097-574-5786				由布市社会福祉協議会 相談支援課 ☎097-574-5786(直通) ※月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:00

3. 各種相談（続き）

※日時・場所を変更することがあります。事前にお問い合わせください。

②市役所外の相談（続き）

成年後見制度 利用相談	<input type="checkbox"/> 成年後見制度利用に関する相談 ☎097-574-5786	由布市社会福祉協議会 相談支援課 ☎097-574-5786(直通) ※月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:00

4. 施設案内 ※由布市ホームページより

(1) 市役所各庁舎

本庁舎	由布市庄内町柿原302番地	097-582-1111 (代表)
挾間庁舎	由布市挾間町向原128番地1	097-583-1111 (代表)
湯布院庁舎 (ゆふいんラックホール内)	由布市湯布院町川上3738番地1	0977-84-3111 (代表)

(2) 公民館・図書館・体験学習施設・資料館等

①公民館・文化ホール等

挾間公民館 (はさま未来館内)	由布市挾間町挾間104番地1	097-583-1118
由布川地域交流センター	由布市挾間町古野115番地1	097-583-4241
庄内公民館	由布市庄内町大龍1400番地	097-582-0214
湯布院公民館 (ゆふいんラックホール内)	由布市湯布院町川上3738番地1	0977-84-2604
川西地区公民館	由布市湯布院町中川1358番地1	0977-84-5022
湯平地区公民館	由布市湯布院町下湯平796番地	0977-86-2232

②市立図書館

ゆふポ由布市立図書館 (はさま未来館 2F・3F)	由布市挾間町挾間104番地1	097-586-3150
ゆふポ庄内図書館	由布市庄内町大龍1400番地	097-582-0214 (庄内公民館)
ゆふポ湯布院図書館	由布市湯布院町川上3738番地1	0977-84-2604 (湯布院公民館)

③体験学習施設

庄内ゆうゆう館	由布市庄内町畑田851番地	097-582-0214 (庄内公民館)
ゆふの丘プラザ (休館中)	由布市湯布院町川西1200番地8	097-582-1203 (社会教育課)

④資料館

由布市歴史民俗資料館	由布市挾間町鬼瀬971番地6 ※開館日は毎週火曜日 9:30~16:30(入館は16:00まで)	097-583-3941 097-582-1203 (社会教育課)
------------	--	---

4. 施設案内（続き） ※由布市ホームページより

（3）子ども・教育

①幼稚園

挾間幼稚園	由布市挾間町挾間132番地2	097-583-2850
谷幼稚園（休園中）	由布市挾間町谷699番地	—
石城幼稚園（休園中）	由布市挾間町来鉢31番地1	—
由布川幼稚園	由布市挾間町古野211番地1	097-583-4399
阿南幼稚園（休園中）	由布市庄内町東長宝558番地	—
西庄内幼稚園	由布市庄内町高岡417番地1	097-582-3040
由布院幼稚園	由布市湯布院町川南1075番地1	0977-84-2038
塚原幼稚園（休園中）	由布市湯布院町塚原521番地6	—

②小学校

石城小学校	由布市挾間町来鉢31番地1	097-583-0772
由布川小学校	由布市挾間町古野211番地1	097-583-0751
挾間小学校	由布市挾間町向原89番地	097-583-0029
谷小学校	由布市挾間町谷699番地	097-583-0079
阿南小学校	由布市庄内町東長宝523番地	097-582-0255
西庄内小学校	由布市庄内町高岡417番地1	097-582-0017
東庄内小学校	由布市庄内町大龍1835番地	097-582-0241
由布院小学校	由布市湯布院町川上3758番地	0977-84-2031
川西小学校	由布市湯布院町川西3716番地	0977-84-2329
塚原小学校	由布市湯布院町塚原511番地	0977-85-4141

③中学校

挾間中学校	由布市挾間町向原440番地	097-583-0017
庄内中学校	由布市庄内町柿原49番地	097-582-0014
湯布院中学校	由布市湯布院町川北1179番地	0977-84-2026

④その他

由布市学校給食センター	由布市庄内町大龍1516番地	097-582-0500

4. 施設案内（続き） ※由布市ホームページより

（4）スポーツ施設

挾間上原グラウンド	由布市挾間町向原801番地	097-583-1118 (挾間公民館)
挾間由布川グラウンド	由布市挾間町赤野839番地1	同上
挾間谷グラウンド	由布市挾間町谷615番地	同上
挾間中洲賀グラウンド	由布市挾間町向原4番地	同上
挾間体育センター	由布市挾間町向原17番地2	097-583-2881 受付：097-583-1118 (挾間公民館)
挾間B&G海洋センター	由布市挾間町向原18番地	097-586-3037
庄内天神山グラウンド(休場中)	由布市庄内町西長宝412番地1	097-582-1217 (スポーツ振興課)
庄内総合運動公園	由布市庄内町大龍1400番地	同上
庄内体育センター	由布市庄内町大龍2131番地	097-582-0191
県立庄内屋内競技場	由布市庄内町大龍1314番地	097-582-1217 (スポーツ振興課)
湯布院総合運動場	由布市湯布院町川南979番地	0977-84-2604 (湯布院公民館)
下湯平グラウンド	由布市湯布院町下湯平584番地	同上
由布院小学校グラウンド	由布市湯布院町川上3757番地1	0977-84-2031
湯布院B&G海洋センター	由布市湯布院町川北1205番地	0977-84-2133 受付：0977-84-2604 (湯布院公民館)
由布市湯布院スポーツセンター	由布市湯布院町川西1200番地1	0977-84-2130

（5）健康・福祉施設等

挾間健康センター	由布市挾間町挾間104番地1	097-583-1111 (代表) (はさま未来館)
庄内保健センター	由布市庄内町柿原302番地	097-582-1120 (直通) (市役所 本庁舎)
湯布院健康センター	由布市湯布院町川上3738番地1	0977-84-7081 (直通) (市役所 湯布院庁舎)
湯布院健康温泉館	由布市湯布院町川上2863番地	0977-84-4881
ほのぼのプラザ由布市社会福祉協議会	由布市庄内町庄内原365番地1	097-582-2756
みことピア庄内ほのぼの温泉館	由布市庄内町庄内原355番地1	097-582-2864
みことピア庄内ほのぼの工芸館	由布市庄内町庄内原321番地4	097-582-3876
湯布院福祉センター	由布市湯布院町川上2863番地	0977-84-3610
挾間高齢者等就業支援センター	由布市挾間町向原17番地2	097-540-7992
挾間ふれあいプラザ	由布市挾間町赤野842番地	—

4. 施設案内（続き） ※由布市ホームページより

（6）観光施設・直売所等

道の駅ゆふいん	由布市湯布院町川北899番地76	0977-84-5551
かぐらちゃや	由布市庄内町大龍1588番地	097-582-2555
陣屋市場	由布市挾間町挾間95番地1	097-583-4312
挾間ふれあい農園	由布市挾間町鬼瀬1156番地9	097-583-1111
庄内構造改善センター	由布市庄内町柿原300番地1	097-582-1344
口ノ原ふれあい広場	由布市庄内町南大津留417番地	—
庄内ふるさと伝習館	由布市庄内町大龍1400番地	—
由布市観光インフォメーションセンター	由布市湯布院町川北8番地5	0977-84-2446
由布市城ヶ原農村公園	由布市庄内町柿原1番地	—
由布市狭霧台園地	由布市湯布院町川上1946番地14	0977-84-3111 (湯布院地域振興課)

（7）くらし・その他

①浄水場・環境管理センター

挾間浄水場	由布市挾間町北方703番地1	097-583-0006
由布市環境管理センター 第1ゆふ浄苑	由布市湯布院町川西2358番地	0977-85-2020
由布市環境管理センター 第2ゆふ浄苑	由布市湯布院町川西2111番地2	0977-84-3309
由布市環境管理センター 廃棄物保管所	由布市湯布院町塚原3番地8	—
由布市環境衛生センター	由布市挾間町鬼崎719番地	097-583-0862

②火葬場

由布市営庄内火葬場「雲浄苑」	由布市庄内町中284番地	097-582-0281
由布市営湯布院火葬場「望岳苑」	由布市湯布院町川上3403番地2	0977-85-3353

5. 消防・防犯・交通安全

(1) 消防 ※由布市ホームページより

		電話番号
由布市消防本部・消防署	由布市挾間町挾間278番地	097-583-1500
由布市消防署庄内出張所	由布市庄内町柿原306番地1	097-582-0119
由布市消防署湯布院出張所	由布市湯布院町川上3066番地1	0977-85-2355

(2) 交番 ※由布市ホームページより

施設名	所在地	電話番号	管轄区域
大分南警察署	大分市大字横瀬2212番地1	097-542-2131	由布市
挾間交番	由布市挾間町北方63番地	097-583-0200	由布市挾間町
庄内警察官駐在所	由布市庄内町東長宝432番地3	097-582-0310	由布市庄内町櫟木、東長宝、小挾間、大龍、五ヶ瀬、龍原、柿原、西長宝、東大津留、南大津留、北大津留、西大津留、畑田
庄内西警察官駐在所	由布市庄内町庄内原841番地5	097-582-0380	由布市庄内町長野、高岡、庄内原、平石、西、湊、野畑、直野内山、阿蘇野、中
湯布院幹部交番	由布市湯布院町川上3499番地1	0977-84-2131	由布市湯布院町

6. 市指定避難所・指定緊急避難場所 ※由布市ホームページより

【挾間地域】

1	挾間小学校	挾間町向原89番地	北方、上市、向原、鬼瀬、同尻、田ノ小野、中村、柏野、下市、鶴田、鬼崎、海老毛、池ノ上、雇用促進住宅	450	097-583-0029
2	由布市役所挾間庁舎	挾間町向原128番地1		120	097-583-1111
3	はさま未来館	挾間町挾間104番地1		100	097-583-1118
4	挾間体育センター	挾間町向原17番地2		550	097-583-2881
5	挾間中学校	挾間町向原440番地		450	097-583-0017
6	時松農事集会所	挾間町時松632番地2	時松	30	—
7	中恵自治公民館	挾間町谷728番地3	小野、谷中村、阿鉢、谷東部、生田原、東ノ山、上筒口、下筒口、中恵、酒野、山田、篠原	40	—
8	谷小学校	挾間町谷699番地		400	097-583-0079
9	朴木農事集会所	挾間町朴木638番地2		茅場、朴木（地震時：時松）	40
10	旧朴木小学校	挾間町朴木729番地1	50		—
11	赤野自治公民館	挾間町赤野409番地4	赤野、宮田、丸田、東行	50	—
12	丸田公民館	挾間町赤野819番地2		20	—
13	石城小学校	挾間町来鉢31番地1	三船、高崎、七蔵司、山口、中台、来鉢東部、来鉢西部、来鉢中部、北田代	400	097-583-0772
14	来鉢自治公民館	挾間町来鉢1210番地1		70	—
15	南田代ふれあいホール	挾間町田代378番地1		詰、南田代	50
16	詰公民館	挾間町内成3397番地1		50	—
17	由布川地域交流センター	挾間町古野115番地1	サニータウン挾間、喜多里、古野郷、古野、医大ヶ丘1丁目、医大ヶ丘2丁目、医大ヶ丘3丁目、サントピア古野（地震時：詰、南田代）	150	097-583-4241
18	由布川小学校	挾間町古野211番地1		300	097-583-0751
19	中洲賀グラウンド	挾間町向原4番地	一時的な避難場所	—	—
20	由布川グラウンド	挾間町赤野839番地1	広域的な避難場所	—	—

※上記避難所の中で、災害の種類によっては避難所の対象から外れる施設もあります。市HPをご確認ください。

6. 市指定避難所・指定緊急避難場所（続き） ※由布市ホームページより

【庄内地域】

1	阿南小学校	庄内町東長宝523番地	櫟木、東・西長宝	500	097-582-0209
2	阿南幼稚園（休園中）	庄内町東長宝558番地		100	—
3	由布支援学校	庄内町西長宝1796番地	西長宝	300	097-582-0326
4	庄内公民館	庄内町大龍1400番地	大龍・五ヶ瀬	250	097-582-0214
5	旧大津留小学校	庄内町東大津留635番地	大津留	400	—
6	東庄内小学校	庄内町大龍1835番地	大龍・五ヶ瀬	500	097-582-0241
7	庄内体育センター	庄内町大龍2131番地	大龍・龍原	500	097-582-1111
8	由布高等学校	庄内町大龍2674番地1		600	097-582-0244
9	庄内屋内競技場	庄内町大龍1314番地	五ヶ瀬・大龍・龍原・柿原	1,000	097-582-1111
10	龍原自治公民館	庄内町龍原938番地2	龍原	50	—
11	庄内中学校	庄内町柿原49	畑田・柿原	600	097-582-0014
12	庄内ゆうゆう館	庄内町畑田851番地	畑田・長野・高岡	200	097-582-0214
13	西庄内小学校	庄内町高岡417番地1	高岡・中・庄内原・平石	500	097-582-0017
14	西庄内幼稚園	庄内町高岡417番地1		100	097-582-3040
15	旧星南小学校グラウンド	庄内町西1061番地	一時的な避難場所	—	—
16	由布市役所本庁舎	庄内町柿原302番地	柿原・西・湊・野畑	100	097-582-1111
17	旧南庄内小学校グラウンド	庄内町野畑1041番地	一時的な避難場所	—	—
18	直山公民館	庄内町直野内山719番地1	直野内山	50	—
19	旧阿蘇野小学校	庄内町阿蘇野4331番地	阿蘇野	400	—
20	庄内総合運動公園	庄内町大龍1400番地	広域的な避難場所	—	—
21	ほのぼの工芸館	庄内町庄内原321番地4	西・湊・庄内原	40	097-582-3876
22	ほのぼの温泉館	庄内町庄内原355番地1		40	097-582-2864
23	ゆふ移住交流センター星とぴあ	庄内町西1062番地1	西・湊	50	097-574-9356
24	ほのぼのプラザ	庄内町庄内原365番地1	西・湊・庄内原	100	097-582-2756
25	大龍東部1区自治公民館	庄内町大龍2031番地2	大龍	30	—

※上記避難所の中で、災害の種類によっては避難所の対象から外れる施設もあります。市HPをご確認ください。

6. 市指定避難所・指定緊急避難場所（続き）

※由布市ホームページより

【湯布院地域】

1	塚原小学校体育館	湯布院町塚原513番地	塚原	150	0977-85-4141
2	温湯区公民館	湯布院町川上1525番地1	津江、岳本、中島、湯の坪	75	0977-84-3908
3	湯布院中央児童公園	湯布院町川上2999番地1	旅行者等	—	—
4	佐土原公民館	湯布院町川上854番地3	佐土原	50	—
5	並柳公民館	湯布院町川上642番地	並柳	45	0977-85-4363
6	若杉公民館	湯布院町川上139番地13	若杉	80	—
7	乙丸公民館	湯布院町川上2938番地1	乙丸区	100	0977-84-4656
8	乙丸温泉館	湯布院町川上2946番地1		50	0977-84-3573
9	由布院小学校	湯布院町川上3757番地1		500	0977-84-2031
10	湯布院健康温泉館	湯布院町川上2863番地		200	0977-84-4881
11	湯布院地域複合施設	湯布院町川上3738番地1		350	0977-84-3111
12	荒木公民館	湯布院町川北241番地1	荒木	65	—
13	湯布院B&G海洋センター	湯布院町川北1205番地	石武、光永	500	0977-84-2133
14	石光集会所	湯布院町川北1243番地		50	—
15	湯布院中学校	湯布院町川北1179番地		500	0977-84-2026
16	湯布院福祉センター	湯布院町川上2863番地	東石松1・2	210	0977-84-3610
17	東石松3集会所	湯布院町川南23番地2	東石松3	65	—
18	西石松公民館	湯布院町川南387番地1	西石松	50	0977-85-2865
19	山崎公民館	湯布院町川南1162番地7	山崎、平	50	0977-85-3815
20	中依集会所	湯布院町中川330番地	中依	65	0977-84-4108
21	下依集会所	湯布院町中川1050番地2	下依	60	0977-85-3868
22	奥江農民研修センター	湯布院町川西1981番地	奥江	90	—
23	川西小学校	湯布院町川西3716番地	川西区	300	0977-84-2329
24	川西農村交流センター	湯布院町中川1358番地1		300	0977-84-5022
25	幸野公民館	湯布院町下湯平2500番地1	幸野、小平	50	—
26	湯平地区公民館（旧湯平小学校）	湯布院町下湯平796番地	湯平	300	0977-86-2232
27	湯平地域緊急避難所	湯布院町湯平1033番地1		52	—
28	畑地区自治公民館	湯布院町下湯平582番地2	畑	60	—

※上記避難所の中で、災害の種類によっては避難所の対象から外れる施設もあります。市HPをご確認ください。

7. 台風及び豪雨災害に係る支援制度一覧

※災害の発生時期、災害の規模により、内容が異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

大分県災害被災者住宅再建支援事業	自然災害により住宅に被害があった場合に、被害程度により支援金を支給します。 全壊・・・150万円～300万円 半壊・・・100万円～150万円 床上浸水・・・5万円	防災危機管理課(本庁舎) ☎097-582-1140(直通)
災害時宅地被害復旧支援金	自然災害により住家の宅地が崩壊、または宅地に土砂が流入した場合の復旧費用を補助します。 支援金の額・・・工事費等の50%、上限30万円	防災危機管理課(本庁舎) ☎097-582-1140(直通)
住家被害用ブルーシート配布	暴風雨により住家または宅地に直接被害を受けた方に1世帯に1枚まで配布します。	防災危機管理課(本庁舎) ☎097-582-1140(直通) 挾間・地域振興課 ☎097-583-1111(代表) 庄内・地域振興課 ☎097-582-1113(直通) 湯布院・地域振興課 ☎0977-84-3111(代表)
市県民税の減免 (住宅・家財の被災)	り災証明書の損壊区分が半壊以上、もしくは床上浸水により家財への損害を受けた場合、一定の要件に基づき、市県民税(納期未到来分)の減免を受けられる場合があります。	税務課(本庁舎) ☎097-582-1269(直通) ※課税係市民税担当
市県民税の減免 (農作物の被災)	農作物の減収による損失額(共済金等を控除する)の合計が平年の収入の10分の3以上となった場合、一定の要件に基づき、農業所得に係る市県民税(納期未到来分)の減免を受けられる場合があります。	
市県民税の減免 (所得減免)	失業又は疾病、倒産若しくは休業等により所得が皆無となったため生活が著しく困難となった場合又はこれに準ずると認められる場合、一定の要件に基づき、市県民税(納期未到来分)の減免を受けられる場合があります。	
雑損控除の適用 (所得税確定申告 市県民税申告)	災害により資産について損害を受けた場合等には、個人所得税及び市県民税において、一定の金額の所得控除を受けることができます。 災害の発生時期により、申告の時期及び所得控除を受けられる年度が変わります。詳しくはお問い合わせください。	

7. 台風及び豪雨災害に係る支援制度一覧（続き）

※災害の発生時期、災害の規模により、内容が異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

固定資産税の減免 (土地)	土地の被害（農地又は宅地が流出、水没、埋没又は崩壊した場合）面積が当該土地の地積の10分の2を超えた場合には、損害の程度に応じて減免を受けることができます。	
固定資産税の減免 (家屋)	倒壊や床上浸水の被害があった場合には、損害の程度に応じて減免を受けることができます（床下浸水のみ場合は対象外）。	税務課(本庁舎) ☎097-582-1138(直通) ※課税係固定資産税担当
固定資産税の減免 (償却資産)	災害を受けた償却資産の程度に応じて減免を受けることができます。	
市税の徴収猶予	災害を受けたことにより市税の納付が困難な場合には、申請により徴収猶予（納期限の延長や分割納付）を受けられることがあります。	税務課(本庁舎) ☎097-529-8788(直通) ※収納対策推進室
印鑑登録証の再交付・再登録の交付手数料の減免	印鑑登録証の再交付及び再登録の手数料の減免します（※り災証明書等の提示が必要です）。	
住民票の写し交付手数料の減免	災害等に関連した各種手続きの添付資料として使用する住民票の写しの手数料を減免します（※り災証明書等の提示が必要です）。	市民課(本庁舎) ☎097-582-1137(直通)
農地・農業用施設等 災害復旧事業	降雨や洪水等により被災した農地及び農業用施設を国の補助金を活用し、復旧する制度です。 報告を受けた被災箇所について、現地を確認後、後日市より連絡します（※一箇所の工事費用が40万円以上が対象）。	
由布市単独災害復旧 事業補助金（土砂 災）	「農地・農業用施設等災害復旧事業」の適用を受けない箇所で、緊急に土砂の取り除きの必要があると認められる農業用施設の復旧事業に対し、市が補助する制度です。 補助率・・・事業費の100分の90	農林整備課(本庁舎) ☎097-529-7347(直通) 挾間・地域整備課
由布市農地等災害復 旧事業補助金（小災 害）	「農地・農業用施設等災害復旧事業」の適用を受けない箇所で、農地又は農業用施設の復旧事業に対し、市が補助する制度 補助率等・・・事業費の100分の90、上限額36万円	☎097-529-6777(直通) 湯布院・地域整備課 ☎0977-84-7071(直通)
由布市土地改良事業 原材料支給	基準を満たした農道及び水路の改修工事を行う場合に、市が原材料費の一部を支給する制度です。 補助率・・・原材料費の2分の1	

7. 台風及び豪雨災害に係る支援制度一覧（続き）

※災害の発生時期、災害の規模により、内容が異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

被災者緊急避難・市営住宅目的外入居	災害により自宅に居住出来なくなった方が対象となります。	建設課(本庁舎) ☎097-582-1273(直通)
水道料金等の軽減又は免除	由布市水道事業に加入する使用者は、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害によって家屋が被害を受けた場合、下記料金を免除します。 半壊以上・・・料金の全額 準半壊又は床上浸水・・・料金の半額 給水装置又は配水設備の流失・・・料金のうち基本料金を除いた超過料金分のみ全額免除	水道課(本庁舎) ☎097-582-1328(直通)
消毒用消石灰配布	暴風雨により床下浸水の被害を受けた方に消毒用消石灰を配布します。	担当課：環境課(本庁舎) 【連絡先】 挾間・地域振興課 ☎097-583-1111(代表) 庄内・地域振興課 ☎097-582-1113(直通) 湯布院・地域振興課 ☎0977-84-3111(直通)
介護保険料の減免	一定の要件に基づき、介護保険料（納期未到達分）の減免を受けることができます。	高齢者支援課(本庁舎) ☎097-529-7349(直通) ※介護保険係
介護サービス費の減免	一定の要件に基づき、介護サービス費の減免を受けることができます。	高齢者支援課(本庁舎) ☎097-529-7349(直通) ※介護保険係
消毒液配布	暴風雨により床上浸水の被害を受けた方に消毒液（オスバン）を配布します。	担当課：健康増進課(本庁舎) 【配布先】 挾間・地域振興課 ☎097-583-1111(代表) 庄内・地域振興課 ☎097-582-1113(直通) 湯布院・地域振興課 ☎0977-84-3111(代表)

7. 台風及び豪雨災害に係る支援制度一覧（続き）

※災害の発生時期、災害の規模により、内容が異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

国民健康保険税の減免	一定の要件に基づき、国民健康保険税（納期未到来分）の減免を受けることができます。	
国民健康保険の一部負担金免除	一定の要件に基づき、医療機関窓口負担金の免除を受けることができます。	
後期高齢者医療保険料の減免	一定の要件に基づき、後期高齢者医療保険料（納期未到来分）の減免を受けることができます。	保険課(本庁舎) ☎097-582-1121(直通)
後期高齢者医療保険料の一部負担金免除	一定の要件に基づき、医療機関窓口負担金の免除を受けることができます。	
国民年金保険料の免除	一定の要件に基づき、国民年金保険料の免除を受けることができます。	
災害弔慰金の給付	<p>災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の制度(災害弔慰金の支給等に関する法律)に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 世帯生計維持者の死亡 500万円以内 それ以外の方の死亡 250万円以内 ※対象災害…1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等 ・ 国の制度に該当しない場合 <ul style="list-style-type: none"> 世帯生計維持者の死亡 250万円以内 それ以外の方の死亡 125万円以内 	
災害障害見舞金の給付	<p>災害による負傷又は疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方に対して、見舞金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の制度(災害弔慰金の支給等に関する法律)に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 世帯生計維持者 250万円以内 それ以外の方 125万円以内 ※対象災害…1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等 ・ 国の制度に該当しない場合 <ul style="list-style-type: none"> 世帯生計維持者 125万円以内 それ以外の方 62万5千円以内 	福祉課(本庁舎) ☎097-582-1265(直通)

7. 台風及び豪雨災害に係る支援制度一覧（続き）

※災害の発生時期、災害の規模により、内容が異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

<p>災害援護資金の貸し付け</p>	<p>災害により住居・家財に被害を受けた世帯主に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます（所得制限があります）。</p> <p>償還期間10年(据置期間3年) 利率・・・保証人あり0%、保証人なし1%</p> <p>【貸付限度額】 貸付額限度額・・・最高 350万円 ※世帯主の負傷状況・住居の損壊状況等により貸付限度額は変動します。</p> <p>※所得制限 市町村民税における前年の総所得金額 1人世帯220万円 2人世帯430万円 3人世帯620万円 4人世帯730万円 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円</p> <p>※対象災害…自然災害で県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合等</p>	<p>福祉課(本庁舎) ☎097-582-1265(直通)</p>
<p>災害救援物資の配分</p>	<p>火災等による被災者に対して、日本赤十字社の毛布、バスタオルを配布します。</p>	<p>福祉課(本庁舎) ☎097-582-1265(直通)</p>

8. 市関連AED設置施設一覧

【挾間地域】

種別	設置施設	台数	所在地	電話番号	管理担当課	備考
庁舎等	由布市役所 挾間庁舎	1	挾間町向原128番地1	097-583-1111	挾間・地域振興課	
中学校	挾間中学校	1	挾間町向原440番地	097-583-0017	教育総務課	
小学校	由布川小学校	1	挾間町古野211番地1	097-583-0751	教育総務課	
小学校	挾間小学校	1	挾間町向原89番地	097-583-0029	教育総務課	
小学校	谷小学校	1	挾間町谷699番地	097-583-0079	教育総務課	
小学校	石城小学校	1	挾間町来鉢31番地1	097-583-0772	教育総務課	
幼稚園	由布川幼稚園	1	挾間町古野211番地1	097-583-4399	教育総務課	
幼稚園	挾間幼稚園	1	挾間町挾間132番地2	097-583-2850	教育総務課	
公民館	由布川地域交流センター	1	挾間町古野115番地1	097-583-4241	挾間・地域振興課	
公民館	はさま未来館	1	挾間町挾間104番地1	097-583-1118	健康増進課	1F 当直室
スポーツ施設	挾間体育センター	1	挾間町向原17番地2	097-583-2881	スポーツ振興課	
スポーツ施設	挾間B & G海洋センター	1	挾間町向原18番地	097-586-3037	スポーツ振興課	
スポーツ施設	挾間上原グランド	1	挾間町向原801番地	097-583-3540	スポーツ振興課	
スポーツ施設	挾間由布川グランド (ふれあいプラザ1F内)	1	挾間町赤野839番地1	097-582-1217 (スポーツ振興課)	スポーツ振興課	
スポーツ施設	谷グランド(器具庫内)	1	挾間町谷615番地	097-583-3540	スポーツ振興課	
廃棄物 処理施設	由布市環境衛生センター	1	挾間町鬼崎719番地	097-583-0862	環境課	処理棟玄関

【庄内地域】

種別	設置施設	台数	所在地	電話番号	管理担当課	備考
庁舎等	由布市役所 本庁舎	2	庄内町柿原302番地	097-582-1111	健康増進課	本館1F 保険課 新館1F 健康増進課
教育関係	由布市学校給食センター	1	庄内町大龍1516番地	097-582-0500	学校教育課	
教育関係	旧大津留小学校体育館	1	庄内町東大津留636番地	097-582-1177 (教育総務課)	教育総務課	校舎1F屋外専用 ボックス内
中学校	庄内中学校	1	庄内町柿原49番地	097-582-0014	教育総務課	
小学校	阿南小学校	1	庄内町東長宝523番地	097-582-0255	教育総務課	
小学校	東庄内小学校	1	庄内町大龍1835番地	097-582-0241	教育総務課	
小学校	西庄内小学校	1	庄内町高岡417番地1	097-582-0017	教育総務課	
幼稚園	西庄内幼稚園	1	庄内町高岡417番地1	097-582-3040	教育総務課	
公民館	庄内公民館	1	庄内町大龍1400番地	097-582-0214	社会教育課	
温泉施設等	ほのぼの温泉	1	庄内町庄内原355番地1	097-582-2864	庄内・地域振興課	
スポーツ施設	県立庄内屋内競技場 (正面入口左側)	1	庄内町大龍1314番地	097-582-1217	スポーツ振興課	
スポーツ施設	庄内総合運動公園	1	庄内町大龍1400番地	097-582-1217	スポーツ振興課	
スポーツ施設	庄内体育センター	1	庄内町大龍2131番地	097-582-0191	スポーツ振興課	
その他	ほのぼのプラザ (地域交流室内)	1	庄内町庄内原365番地1	097-582-2756	社会福祉協議会 (本所/庄内事務所)	

8. 市関連AED設置施設一覧（続き）

【湯布院地域】

種別	設置施設	台数	所在地	電話番号	管理担当課	備考
庁舎等	由布市役所 湯布院庁舎	1	湯布院町川上3738番地1	0977-84-3111	湯布院・地域振興課	ゆふいんラックホール1Fフロア
中学校	湯布院中学校	1	湯布院町川北1179番地	0977-84-2026	教育総務課	
小学校	由布院小学校	1	湯布院町川上3758番地	0977-84-2031	教育総務課	
小学校	川西小学校	1	湯布院町川西3716番地	0977-84-2329	教育総務課	
小学校	塚原小学校	1	湯布院町塚原511番地	0977-85-4141	教育総務課	
幼稚園	由布院幼稚園	1	湯布院町川南1075番地1	0977-84-2038	教育総務課	
公民館	湯布院公民館	1	湯布院町川上3738番地1	0977-84-2604	社会教育課	ゆふいんラックホール2Fフロア
公民館	川西地区公民館	1	湯布院町中川1358番地1	0977-84-5022	社会教育課	
公民館	湯平地区公民館	1	湯布院町下湯平796番地	0977-86-2232	社会教育課	
温泉施設等	湯布院健康温泉館	1	湯布院町川上2863番地	0977-84-4881	健康増進課	
温泉施設等	乙丸温泉館	1	湯布院町川上2946番地1	0977-84-5958	湯布院・地域振興課	
スポーツ施設	湯布院スポーツセンター	2	湯布院町川西1200番地1	0977-84-2130	スポーツ振興課	
スポーツ施設	湯布院総合運動場	1	湯布院町川南979番地	0977-85-2810	スポーツ振興課	
スポーツ施設	湯布院B&G海洋センター	1	湯布院町川北1205番地	0977-84-2133	スポーツ振興課	
その他	湯布院福祉センター	1	湯布院町川上2863番地	0977-84-3610	社会福祉協議会 (湯布院事務所)	
その他	由布市ツーリストインフォメーションセンター	1	湯布院町川北8番地5	0977-85-8611 (由布市まちづくり観光局)	商工観光課	

第4章

自治会（区）に関すること

【この章に関する問い合わせ先】

総務課

☎097-582-1112（直通）

1. 自治会（区）について



(1) 自治会（区）とは

自治会（区）とは、地域に住むみなさんが、住み良い地域社会を目指して協力し合い、様々な活動を行う自主的につくられた任意の自治組織で、その区域に住む人は誰でも会員（区民）になることができます。

日常生活の中での様々な地域課題を解決し、住民同士が協力・連携して自分たちの地域を住みやすい地域にしていくことを目的としています。

地域に自治会（区）があれば、

- みんなで知恵を出し合い、住みよい環境をつくることができる。
- 個人では解決できないことも、みんなの知恵や力で解決できることがある。
⇒地域には様々な年齢や職業、技術や経験を持った方がいる。
- 自治会（区）の意見は、その地域の多数の意見として、行政や事業者などに要望・提案することができる。
- 大災害の発生時などに備え、協力体制を築くことができる。
- ご近所同士、顔の見える関係を築くことができる。
⇒「地域目」が働くことで、防犯面でも役立つことがある。

などのメリットがあります。

(2) 自治会（区）の機能と役割

①自治機能

地域のみなさんのニーズを反映した住みよい地域社会を実現するため、地域が抱える課題等について地域住民自らが把握し、協力し合い解決する。

②相互扶助機能

最も身近な生活の場である自治会（区）を通じて、その地域に住むみなさんが互いに必要なときに助け合い、協力し合う。

③安全・安心機能

地域住民相互の理解と信頼関係のもとで協力し合い、自主的に防犯・防災活動などに取り組み、地域に住むみなさんが安心して日常生活を営むことができるようにする。

④生活環境の維持・改善機能

ごみステーションや防犯灯の管理、地域の環境美化や清掃活動を通じて、地域に住むみなさんが快適に暮らせるよう、生活環境の維持や改善を図る。

⑤広報機能

行事・活動予定やその成果を広くお知らせすることで、一体感を高める。また、自治会（区）活動に興味を持ってもらうきっかけを作る。

⑥親睦機能

地域の祭りや伝統行事、スポーツなどのレクリエーションや親睦活動を通じて、年齢性別を問わず、地域住民同士の交流を図り、住民相互の信頼関係や安心感を育む。

⑦地域資源の保護・伝承機能

地域固有の自然や、古くから伝わる伝統・文化など、さまざまな資源を守り、魅力ある地域を継承する。

(3) 活動の例

自治会（区）は、住民のみなさんの日常生活に深く関わりのある様々な活動を行っています。

地域によって活動内容は異なりますので、ここでは代表的な活動を紹介します。

①自主防災

例：自主防災組織の発足・運営、避難訓練の実施

②安全対策

例：防犯・防火・防災パトロール、交通事故防止活動、防犯灯の設置・維持管理

③地域福祉

例：一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の見守りや声掛け、子育て支援、共同募金のとりまとめ

④生活環境整備

例：草刈りや道路・水路・公園の清掃、ごみステーションの管理

⑤親睦

例：親睦会、研修、先進地視察研修

⑥広報

例：会報の発行、各種情報の周知

⑦青少年健全育成

例：子ども会の運営

⑧スポーツ、文化

例：スポーツ大会、お祭り、盆踊り、地域の伝統行事



《MEMO》

□□□ 広報活動 □□□

自治会（区）の行事予定や活動成果を広くお知らせすることは、自治会（区）内の一体感を高めるために大変重要です。普段自治会（区）活動に関心が薄い方も広報物を目にすることで、自治会（区）活動に興味をもってもらうきっかけとなります。

広報活動は手間がかかるものですが、会員（区民）に知ってもらい、共感を得ることで活動が広がります。広報活動の例ごとに、目的・ターゲットやメリット・デメリットを記載しています。

○回覧板

自治会（区）の役員会議等の結果やイベントの告知、参加協力など、自治会（区）の基本的な情報の伝達など

※回覧が終わるまでに日数を要するため、報告や啓発に向くが、至急のお知らせには不向きである。

○掲示板（広報板）

意識しなくても目に入るため、関心の薄い方や未加入者に対して情報を伝えたい場合に適している。また、回覧物を見る機会のない家族の方にも情報が伝わる。

※掲示板の設置箇所が限られており、掲示板に目を止めない人には伝わらないため、他の手段と併用することが望ましい。

○ホームページやSNSなどの電子媒体

カラー写真などで視覚的にも分かりやすく伝えることができ、情報の発信・受信も随時行えるので、共感を集めやすい。

最近ではSNS（フェイスブックやインスタグラムなど）の普及により簡単に情報を発信し拡散できるため、若い世代の方の利用も多く、若い世代に向けた情報提供に適している。

※パソコンやスマートフォンを使わない人、そのページを見ようとしない人にとっては情報が一切伝わらないというデメリットがあるため、紙媒体の広報手段と併用することが望ましい。

（４）会則（規約）

会則（規約）は、自治会（区）の公正の確保と透明性の向上のための組織運営を確立するもので、また、そこに住むみなさんの地域づくりへの主体的参加を保障するものです。

この内容は、大多数の会員（区民）が納得することが基本です（「自治会（区）会則（規則）例」P 88～P 91 参照）。

《MEMO》

□□□ 自治会（区）の名称 □□□

由布市の自治会（区）の名称には、「〇〇自治会」、「〇〇自治区」、「〇〇区」などが混在しています。

どれが正しいというものではありませんが、各自治会（区）の規約で名称を決めていることが多いようです。

一方で、地縁団体の認可を受けている自治会（区）は、認可を受けた際の名称を正式な名称としています。

□□□ 自治会（区）の代表者の呼称 □□□

由布市では、自治会（区）の代表者の呼称は、自治区長、自治委員、自治会長など様々です。

これは、合併前の旧町時代からの名残りであり、自治会（区）の名称と同様に各自治会（区）の規約で定めていることが多いようです。

（５）名簿の作成

自治会（区）の運営に当たり、そこに住むみなさんの情報把握は必要なことです。名簿を作る場合は、個人情報保護の観点から次のポイントに配慮しましょう。合わせて、「**3. 個人情報の適切な管理**」（P 6 1～P 6 3）をご参照ください。

①作成する目的をはっきりさせておく

自治会（区）活動の連絡、緊急の場合や住民相互の連絡など、名簿を作成する目的を明確にしておきましょう。

②掲載する内容を決めておく

名簿に掲載する内容は、氏名・住所・電話番号とするなど、利用の目的に合わせた最小限の情報にし、必要のない情報は掲載しないようにしましょう。

③利用方法を確認する

作成した名簿を「いつ・どのように・どのような理由」で使用するのか、名簿を取扱う役員間で確認しておきましょう。合わせて会員（区民）にも、名簿に掲載している情報を「いつ・どのように・どのような理由」で使用するのかを伝えておき、伝えた理由以外で使用する場合は、あらためて同意を得ましょう。

④安全に管理する

名簿を安全に管理するために、保管方法や保管場所など取扱いに関するルールを決め、役員間で共有しておきましょう。合わせて、「第三者には名簿を見せない、渡さない」ことを確認しておきましょう。

(6) 由布市内の自治会（区）の活動例の紹介

ここでは、市内の自治会（区）が実際に行っている活動例をご紹介します。

①「安否識別輪っか」の配布

《挟間地域 向原自治区（防災会）》

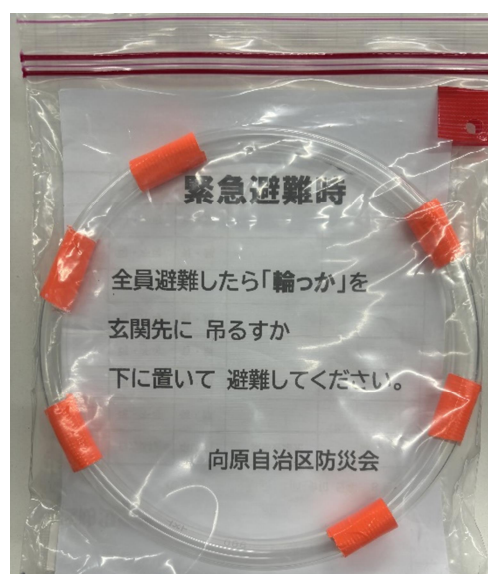
地震（震度5弱以上）発生時、家族全員が避難した印として、玄関先に吊るす（又は下に置く）「輪っか」です。

この「輪っか」の有無により、住民の安否を確認すべき家かどうかを瞬時に見極めることができます。

「安否識別輪っか」→

手作りです。

市販の透明のチューブで輪っかを作り、オレンジ色のテープで留めています。



いろいろな自治会（区）の好事例を
みなさまにご紹介したいと思いますので
おすすめの活動例がありましたら
ぜひ教えてください。



2. 自治会（区）への加入促進について

近年、核家族や共働き世帯が増えるなど生活スタイルが多様化するとともに、インターネットの普及や家屋の防犯機能の向上などにより、自治会（区）の良さや役割が伝わりやすく、また分かりにくい時代となっています。

そのような中、転入者や未加入者に「自治会（区）に入るのが当たり前」という気持ちで声をかけると反発を招く可能性がありますので、日頃のお付き合いの中で、徐々に自治会（区）の良さやお互いさまの精神に気づいてもらうことなどが必要になってきます。

（1）訪問前の準備

①転入世帯、未加入世帯の把握

- ・住宅地図などで確認

②役員の共通認識、自治会（区）の役割の再確認

- ・加入のメリットの確認

※「安心・安全」「子ども」など共感を得やすいキーワードの活用が効果的

- ・想定される質問と回答例（「加入促進に関する質問例と回答例（P 69）」を参照）の準備

③訪問時の説明資料の準備

- ・訪問時のあいさつ文（P 94を参照）
- ・加入案内チラシ（P 95・P 96を参照）
- ・加入届（P 97を参照）
- ・総会資料（規約（会則）、事業計画、予算、役員名簿など）

（2）訪問

①訪問時期 ～効果的な時期～

- 新規転入者は・・・居住開始後、間を置かずに訪問
- 既居住者は・・・行事等の開催に合わせて訪問

②提供するもの（説明すること）

- 新規転入者には・・・（1）の③で準備した資料の提供

加えて、暮らしに関する情報の提供（ごみ出し、防犯灯の維持管理、行事案内など）

- 既居住者には・・・（1）の③で準備した資料の提供

③注意すること

- ・訪問は、相手方の応対可能な時間帯を考慮すること（夜はなるべく避ける）
- ・大人数で訪問しない（2～3人程度で）
- ・同じ世代、同性（特に女性）による訪問は効果的

《MEMO》

□□□ 自治会（区）加入促進チラシ □□□

由布市では、転入者と自治会（区）を結ぶため、市役所で住所異動の手続きをした方に対し、自治会（区）加入を促進するためのチラシをお渡ししています。

そのチラシには、

○自治会（区）名

○自治会（区）長の電話番号

を記載していますので、転入者から連絡があった際は、自治会（区）加入のご案内をお願いします。

※チラシの見本は、P103～P104に掲載しています。

(3) 会員（区民）の信頼に応える取り扱いを

個人情報、悪意ある人の手に渡ると、悪用され、地域のみなさんの利益が侵害されかねません。

また、本人が誰にでも教えているわけではない情報が、自治会（区）を通じて周囲に漏れてしまったりすると取り返しがつきません。これは、家庭の事情などのプライバシーについても同様です。

地域のみなさんの大切な個人情報を預かっていることを常に意識し、信頼に応える取り扱いを心がけることが大切です。

(4) 個人情報を取り扱う際のポイント

①あらかじめ利用目的をはっきりさせておきましょう

新たに個人情報を集めるときは、「どのような情報を、何のために、どのように利用するのか」利用目的をはっきりさせておきましょう。集める情報は必要最小限とし、他の目的に使わないようにします。

②情報取得の際は、利用目的を本人に知らせ、同意を得ましょう

本人から個人情報を集める際には、記入する用紙に利用目的を表示しておくなど、その本人に対し利用目的を明示し、本人の同意を得ましょう。

同意が得られない場合は名簿に載せないなどの対応が必要です。また写真などは、撮影時に「広報紙に載せる」などの説明を行い、了承を得ておけば安心です。

③必要な人だけが持つようにしましょう

誰でも、自分の情報が多くの人の目に触れるのは嫌なものです。また、情報を持つ人が多くなれば、管理も難しくなります。名簿をはじめ、個人情報が書かれたもの（電子データを含む）は、必要な人だけが持つようにしましょう。

④第三者に提供する際は、本人の同意を得ましょう

本人の同意なしに個人情報を他の人に渡さないようにしましょう。電話番号なども、人に教える前に、教えてよいかどうか本人に確認することが必要です。名簿を会員に配布するときなども同様です。また、個人情報を本人以外の第三者に提供するとき、また、第三者から個人情報を受領するときは、記録して3年間保存しましょう。

⑤安全に管理するための方策を立てておきましょう

個人情報の重要性を十分に認識し、安全に管理するために、保管方法や保管場所を決めておく、取り扱いに関する注意事項を決め共有するなど、誤った取り扱いや漏えいや紛失等を防ぐための基本的な取扱いを決めたルールを作るようにしましょう。また、漏えいや紛失等の事故が起こった際の報告体制などを整えておくことも大切です。

《MEMO》

□□□ すでに取得している個人情報 □□□

すでに取得している個人情報については、新たに取得し直す必要はなく、情報を安全に管理していれば問題はありません。

《MEMO》

□□□ 個人情報提供の例外 □□□

個人情報は、本人の同意がなければ第三者に提供することはできません。しかし、以下のような緊急を要する場合で、本人に同意を得る期間がない場合は、例外となります。

例えば、

○警察からの照会

○災害発生時の安否確認のための使用

などがあります。

《MEMO》

【参考】個人情報保護委員会が作成した広報資料

○ハンドブック「自治会等向け 会員名簿を作るときの注意事項」



https://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo_sakusei_handbook202312.pdf

○動画「名簿を作るときに知ってほしい個人情報保護のチェックポイント
(マンション管理組合・PTA・自治会編)」



<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg24648.html>

4. 男女共同参画について



誰もが暮らしやすい地域づくりを進めるには、様々な意見や要求をくみ取り、自治会（区）活動に反映させることが大切です。

（１）男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法第2条では、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。

分かりやすくいうと、「男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会」ということになります。

（２）地域における男女共同参画

地域には、高齢者の見守り、子育て、防犯・防災、環境問題など様々な課題があります。

その様々な課題の方針の決定が、性別や年齢に偏らないようにするため、多様な人材の参画が求められます。

特に、防災対策の面では、災害弱者になりがちな女性や高齢者などの視点を取り入れることがとても大切です。

自治会（区）活動に女性が参画することで、避難所における授乳スペースやトイレ設置に際し、女性の視点が活かされるなど、新しい気づきを与えられた事例もあります。実際に、東日本大震災では、避難所に生理用品や下着がない、授乳や着替えをする場所がないなど、様々な問題点が浮かび上がりました。

このように、生活者の視点に立った自治会（区）活動を進めるために、会長などの役員の担い手として、慣習や慣行にとらわれずに、男女ともに様々な活動に参画し、男女ともにリーダーとなれる環境をつくっていくことが大切です。

《MEMO》

□□□ 「参加（さんか）」と「参画（さんかく）」の違い □□□

「参画（さんかく）」ということばには、物事の計画や方針決定段階から関わっていくという、「参加（さんか）」より一歩進んだ意味が込められています。

5. 市民活動保険について

(1) 保険の概要

市の主催行事及び自治区の活動中に起きた事故、けがに対して由布市が加入している保険です。

(2) 対応

市の主催行事及び自治区の活動中に万一事故が起きた場合は、すみやかに自治委員から総務課へご連絡下さい（行事等を前もって市に報告する必要はありません）。

その後、「事故報告書」を提出して頂き、市は報告書を審査し、事故が保険制度の要件を満たしていると判断した場合に保険会社へ書類を提出します。

※保険金の請求は、治療費・損害額が確定してからになります。

(3) 補償内容（限度額）

[傷害事故の限度額]

死亡給付金	1名につき 300万円
後遺障害給付金	9万円～300万円
入院給付金	1日につき 2,000円 (事故発生の日から180日間で限度)
手術給付金	手術の種類に応じ入院日額の10倍～40倍
通院給付金	1日につき 1,000円 (※日常生活に支障があると保険会社が認めた期間の実通院日数に対して90日を限度として給付)

[賠償責任補償の限度額]

身体賠償（対人）	共通1事故につき 1億円
財物賠償（対物）	

※身体賠償・財物賠償ともに免責（自己負担）はありません。

(詳細はP105～P109を参照ください。)

6. 自治会（区）に関するQ&A



(1) 活動に関するQ&A

①加入者が年々減っている。どのような取組みが効果的か？

【回答1】自治会（区）活動の大切さを知ってもらう。

加入促進の際、自治会（区）活動の大切さを伝えることが重要です。また加入促進は、役員だけが行うのではなく、近隣の住民の日頃のつながりをとおして呼びかけていくことも重要です。顔見知りの方が一人いるだけで、警戒心が取り払われることもあります。

【回答2】地域住民の関心度が高い活動を行う。

地域の安全・安心の取組など、地域の方の関心が高い課題に対する活動を行うことで、自治会（区）加入につながりやすくなることが考えられます。

例えば、防災訓練の際に、自治会（区）未加入世帯にも声をかけ、地域全体で実施することで、加入につながることも考えられます。

また、子どもの見守りなどの取組も、小さな子どもを持つ若い世代に向けて、家庭だけでなく地域で子どもを守っているという意識付けをすることで、自治会（区）活動全体の理解につながることも考えられます。

②役員の負担が多くて困っている。何か良い方法は？

【回答1】役員一人一人の負担を減らす。

会長（区長）だけに負担がかかりすぎないように、副会長を複数人置き、仕事の分担を行う方法が考えられます。また、会（区）の規模にもよりますが、防災や福祉など、それぞれのリーダー役を配置することで、会長（区長）・副会長（副区長）の負担を軽減することができます。

【回答2】サポーターを確保する。

大きなイベントは、役員だけで行うと大変です。経験者に手伝ってもらう、実行委員会を設立し「できる人ができることをする」仕組みを作るなど、多くのサポーターを確保することで負担を割り振るという方法があります。

【回答3】活動内容を見直す。

これまでの慣例で継続してきたことを見直す、廃止にする、違うことに移行してみるなど、思い切った改革をすることも必要かもしれません。

自分が役員の時に変えたくない、楽しみにしている人がいるから止められないなど理由は様々です。そのような場合は、アンケートをとってみてもよいかもしれません。特に若い世代においては自治会（区）への関心度が低いいため、アンケートで意見を聞き、今の時代にあったやり方に変えてみるということも考えられます。

若い世代に対しては、将来の地域のリーダーや役員になる人材を育成する必要があるため、今のうちから、慣例にとらわれず、役員がやりやすい方法に変更などしていくことで、将来の担い手が育つことも考えられます。

③ 役員の担い手不足への対策は？

【回答1】 女性の参画を求める。

自治会（区）の役員は、その大多数が男性ではないでしょうか？これはおそらく昔からの慣習でそのような形を維持し続けているものと考えられます。一方で、他市では役員の半分以上を女性が占める自治会（区）があります。このような自治会は、子どもが楽しめるイベントを開催し、子どもと一緒に参加したお母さん方を勧誘しているということです。

【回答2】 組・班を再編する。

班（組）を統合することで、世帯数が増え、役員選出の軽減につながる可能性があります。一方で、世帯数が増えた班（組）の分割を行うことで、班ごとの世帯数の偏りを無くし、役員選出について、それぞれの班（組）の公平性を保つことができます。

【回答3】 将来の役員候補を育成する。

役員やサポーターのメンバーに意識的に若い世代を取り入れることで、次世代の役員の育成につながることを考えられます。また、自治会（区）活動の中でも若い世代が参加するスポーツ活動などを支援することで、自治会（区）を身近に感じるようになり、地域への愛着が生まれ、先々の地域貢献につながることも考えられます。

一方で、近い将来の担い手として、定年前の会員（区民）に、退職後にお手伝いいただくお願いをしている自治会（区）もあるようです。

【回答4】 活動内容を見直す。

②の【回答3】をご参照ください。

④ より多くの方に参加してもらえる方法は？

【回答1】 会員（区民）が求めていることを把握する。

アンケート調査や聞き取りをとおして、会員（区民）が自治会（区）の活動に何を求めているのかを把握することで、どのような活動が喜ばれるのか、また不要だと思っている活動、見直した方がいいと思っている活動などを知るヒントになります。

世帯主だけでなく、幅広く意見を求めると、より多様なニーズを把握することができると考えられます。

【回答2】 マンネリ化を解消する。

地域の現状等を踏まえて、活動内容の見直し（②の【回答3】参照）を行うことも必要です。その際は、役員に過度の負担がかからないよう配慮していくことが重要です。

また、子どもや女性、若い世代に参加してもらうことで、活動の幅が広がり、自治会（区）活動への関心が低い人にも興味を持ってもらえる場合があります。

⑤事情があって役員になれないと言われている。何か良い方法は？

【回答1】役員は大変だという認識を払拭する。

今活動している役員が「大変だ」という意識を持っていれば、まずそれを払拭する必要があると思われます。そのためには、②の【回答1～3】をご参照ください。

【回答2】役員会の開催時間や開催方法などの工夫をする。

特別な事情がある世帯への免除等のルールを決めておくという方法があります。

くじ引きや輪番制の場合、仕事、育児、介護、病気などの事情で、活動になかなか参加できない方に役員が回ってくる場合があります。その際、「仕方ない」と免除したり、名ばかりの役員にするのではなく、会議の時間をずらしたり、随時できる業務をお願いするなど、できる限り自治会（区）運営に参加してもらえるよう努めることが必要です。

ただし、どうしても無理な方には役員を免除できるよう、あらかじめ総会においてルールを決めておくなど、できる限り不公平感を与えない方法で、特別な事情がある世帯への配慮を行うことも、場合によっては必要かもしれません。

【回答3】そういう方にはお願いしない。

消極的な方が役員を引き受けてしまうと、会議にも行事にも参加しないなど、逆に他の役員の負担になってしまうことが考えられます。

消極的で非協力的な方は、あからさまではなく、役員になっていただかないという考え方もあるかもしれません。

《MEMO》

□□□ 会議の工夫 ☆参考例☆ □□□

①時間が長くなってしまう

- ・各議題に費やす時間をあらかじめ決めておく（タイムキーパーを置く）
- ・終了時間を決めておく
- ・会議の目的や決定すべき事項をはっきりさせておく
- ・ポイントを整理して資料の作成や説明を行う
- ・必要に応じて、事前に準備してきてもらう

②アイデアが出ない

- ・気軽に意見が出せるような雰囲気づくりに努める（他者の意見を否定しない、自分の意見を押し通さない、など）
- ・様々な情報を提供・共有し、参加者各々の情報量の片寄りを減らすよう努める
- ・ホワイトボードや黒板の活用により、論点やアイデア等を視覚的に整理しながら進める

(2) 加入促進に関する質問例と回答例

自治会（区）の加入を案内していると、相手方から質問されることがあります。

その質問に対して、自治会（区）の状況に合った回答を準備しておくことが大切です。回答の内容で相手方の気持ちも変わり、適切な回答が加入に結び付くことがあります。

以下に、質問例に対する予想回答例を記載していますので、参考にしてください。

①自治会（区）に加入してもメリットがないのでは？

【回答例】

『行事などの活動を通じ、親睦を図ることができます。ご近所の方だけでなく、自治会（区）でのコミュニケーションが広がります。そしてこのような広がりが、いざという時に役に立ちます。

ご存じない方も多いことなのですが、暗く人通りの少ない夜道を照らす防犯灯や日ごろ何気なく利用しているごみステーションなどの維持管理、防犯パトロール（子どもの見守り）は自治会（区）が行っています。

また、日常生活上の環境整備に係る要望などを自治会（区）がその地域の多数の意見として行政や事業者などに伝え、安全・安心なまちづくりにつなげることができます。一個人の要望では実現困難でも、自治会（区）という住民の総意があれば実現可能な範囲が広がります。』

②自治会では具体的にどのような活動を行っているの？

【回答例】

『防犯灯やごみステーションの管理、地域清掃活動のほか、防犯・防災活動、夏祭りや福祉活動などを実施しています。』

☆チラシや総会資料の事業計画などで説明

③自治会（区）の加入は義務ではないのに、加入案内をするのは違法ではない？

【回答例】

『自治会（区）は任意団体ですので、加入を強制することはありません。

ただ、自治会（区）は、みなさんが気づいていないところで、地域の防犯や安心・安全、環境美化に役立っています。例えば、道路脇で夜道を照らしている防犯灯が自治会（区）によって設置・管理されているのをご存知でしょうか？ごみステーションの維持管理も自治会（区）が行っています。そして、これらの費用は、加入世帯からいただいた自治会（区）費で賄っています。

このような自治会（区）の活動を、まず知っていただくために訪問しました。

自治会（区）活動にご理解いただけるのであれば、加入をぜひご検討ください。』



④自治会（区）に入らないといけないの？

【回答例】

『自治会（区）への加入は強制ではありません。

しかしながら、自治会（区）が管理する防犯灯やごみステーション、そして子どもの見守りや防犯パトロールなどは、自治会（区）が行っています。

また、個人では解決しにくい問題が発生する場合があります。このような場合に地域の調整役として自治会（区）がお役に立てると思っていますし、より住みやすい地域にするためには、みなさんの支え合い・助け合いが必要となりますので、趣旨をご理解いただき、ご加入をご検討ください。』

⑤税金を払っているし、何かあれば市役所が地域のことをしてくれるのでは？

【回答例】

『社会状況の変化により住民のニーズが多様化してきたことや、家庭や地域で新たな課題が増えてきたことにより、行政だけの対応では難しい事例も多くなってきました。

そこで自治会（区）と行政が役割を分担しながら、地域の実情に合った課題の解決に向けて、住民が主体となって取り組むことが求められています。

地域での助け合いの取組は、阪神・淡路大震災や東日本大震災の際、行政の対応が間に合わない被災直後や行政の手が届かないところでの救援活動等で大きな役割を果たしています。地域住民が自ら考え行動することで、きめ細やかな地域づくりができると考えています。』

⑥学生・単身等で長く住む予定がないので、加入したくない…

【回答例】

『自治会（区）が設置・管理している防犯灯やごみステーションなど地域の安全確保や環境整備に関することは、気づいていないところでみなさんの生活に役立っています。

短期間であるとは思いますが、何かのご縁でこの地域に住まれることになったのですから、自治会（区）の存在意義をご理解いただき、ご加入をぜひご検討ください。』

⑦自治会（区）という組織は、閉鎖的でなんとなく活動に参加しにくい…

【回答例】

『確かに自治会（区）活動は、特定の住民だけが参加するように思われがちです。このようなイメージを取り払うため、当自治会では、より多くの会員（区民）が参加しやすいよう、総会の場等で会員（区民）の意見を幅広く取り入れ、その結果を次年度の事業計画に反映させるよう取り組んでいます。

会員（区民）一人一人が全ての内容に納得できるような自治会（区）運営は難しいところではありますが、気軽に、多くの会員（区民）が参加できる活動の実施を心掛けています。』

⑧自治会費はどのような用途で使われているの？自治会費は月いくら？

【回答例】

『自治会（区）費は、1ヵ月〇〇円で、毎年総会で実施する事業と予算の承認を得て使っています。』

例えば、防犯灯の設置・維持管理費、地域清掃活動、防犯パトロール、お祭り、敬老会の開催など、活動に要する経費に支出しています。』

☆総会資料を提供

⑨自治会には加入しないが、試しに行事に参加することはできる？

【回答例】

『ぜひ参加してください。行事に参加することで楽しさを知っていただき、ご近所同士の交流を広げながら、自治会（区）への加入をご検討ください。』

⑩忙しくて自治会（区）活動に参加できない…

【回答例】

『自治会（区）活動は強制ではありません。仕事が休みの時など時間があるときに参加をご検討ください。強制的なものと考えてしまうと、負担になると思いますので、協力できるときに参加するという考え方で結構です。』

(3) 他の自治体の自治会（区）の事例（ヒント）集



①担い手不足

【事例1】

イベントにおいて、特に参加をお願いした方に礼状を出している。大変だが、その後の活動の参加につながっている。

【事例2】

学生や若者が企画したイベントとの連携により、新しい参加者を発掘することができた。

②自治会（区）への関心が薄い

【事例1】

回覧板に意見欄を設け、また公民館（集会所）に提案箱を設置し、会員（区民）が提案をしやすい環境を作っている。提案された意見を取り入れることで、自治会（区）への関心が高まる。

【事例2】

回覧文書は手元に残らないため、全戸配付のニュースを発行している。また、SNS（フェイスブックやインスタグラムなど）による情報発信は即時性があり、若い世代にもなじみやすい伝達手段であるため、活用している。

【事例3】

活動する時は、必ずお揃いの帽子かジャンパーを着用するようにしている。自治会（区）活動を「見える化」することで、自治会（区）の存在をアピールしている。

③一石二鳥のアイデア

【事例1】

イベント写真を収録したDVDの販売をしている。会員（区民）にとっては思い出として、自治会（区）にとっては収益につながっている。

【事例2】

空き地等所有者の協力を得て、自治会（区）で畑を耕している。多世代が集う魅力的な場となっており、会員（区民）に作物を買ってもらうことで自治会（区）の収益につながっている。

【事例3】

企業に、地域の一員として活動に積極的に参加してもらっている。地域と良好な関係を築くことは、企業にとってもメリットがあるようである。

《MEMO》

□□□ 由布市内の自治会（区）の事例（ヒント）集 □□□



○未加入世帯への対応

【事例1】

基本的には市報等は自治会（区）加入者のみに配っているが、未加入世帯の家のポストに読み終わった市報を入れるようにし、それを続けていたところ、のちに自治会（区）に加入してくれた。

【事例2】

新規転入者に、自治会（区）の仕組みなどをわかりやすく伝えるため「自治区（会）のしおり」を作成した。地域の歴史、自治会（区）の組織や役員の役割などを記載している。※総務課に見本があります。

A4サイズ横（カラー版・全8ページ）

- | | |
|---------------------|---------|
| ・自治区の位置（写真あり）と戸数 | P 1 |
| ・自治区の名称の由来の説明（写真あり） | P 2 |
| ・自治会とは？自治会活動の説明 | P 3 |
| ・自治会の組織図（役員図） | P 4 |
| ・役員の役割の説明 | P 5～P 7 |
| ・自治会内のその他組織の説明 | P 8 |

7. 自治会（区）の法人化について ～認可地縁団体～

自治会（区）は、住民の皆さんでつくる任意の団体ですが、法律上の権利能力が無いため、公民館などの不動産を持っていても自治会（区）の名義で登記をすることができません。

そのため、会長（区長）個人や複数の役員の名義で登記をされている場合が多くありますが、役員が交代した場合や相続が発生した際にトラブルに繋がる可能性があります。

そのようなトラブルを回避するため、自治会（区）を法人化し、不動産を自治会（区）名義で登記することができます。

ここでは、自治会（区）を法人化する手続きについて説明します。

（1）自治会（区）の法人化 ～認可地縁団体の申請～

自治会（区）を法人化するためには、市長の認可を受けて「認可地縁団体」となる必要があります。「認可地縁団体」になれば、自治会（区）の名義で保有する公民館（集会所）などの不動産について不動産登記をすることができます。

□認可申請手続きについて

認可の申請を行うにあたっては、総会において認可を申請する旨の決定を行った上で、代表者が以下の書類をそろえて認可を申請することとなります。

○認可申請書

○規約

※すでに自治会（区）の規約がある場合でも、必要事項が定められていない場合は、規約の変更が必要となります。

○認可申請することについて総会で議決したことを証する書類（総会の議事録など）

○構成員の名簿（住所・氏名を記載したもの）

※区域に住所を有する個人であれば年齢・性別等を問わないので、会員であれば子どもであっても記載する必要があります。

○良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（事業報告書・決算書・事業計画書・予算書など）

○申請者が代表者であることを証する書類（総会の議事録、承諾書）

「認可地縁団体」となるには、自治会（区）の皆さんの合意のもとに、規約をはじめとするいくつかの書類を作成した後の申請となるため、相当な準備期間が必要です。

申請を希望される場合は、総務課（電話097-582-1112）までまずご相談ください。

(2) 認可後の各種証明の発行

「認可地縁団体」となった後は、「認可地縁団体」であることの証明、印鑑登録をした場合は自治会（区）代表者の印鑑登録証明書をとることができます。

①告示事項証明書

市長による告示を受けた後は、何人も自治会（区）名義での登記に必要な「認可地縁団体告示事項証明書」の交付を受けることができます。

○申請に必要なもの

- ・認可地縁団体告示事項証明書交付請求書
- ・手数料 1通につき300円

②印鑑登録

認可地縁団体の印鑑を、1地縁団体につき1個登録できます。

○登録できる印鑑（※下記いずれにも該当しない印鑑）

- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・印面がき損、ま滅しているもの及び枠のないもの
- ・印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの
または、1辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・その他登録を受けようとする認可地縁団体の印鑑として適当でないもの

○登録に必要なもの（※登録できるのは、原則として代表者本人）

- ・認可地縁団体印鑑登録申請書
- ・登録する認可地縁団体の印鑑
- ・代表者個人の印鑑登録証明書1通（発行から3箇月以内）及びその印鑑

③印鑑登録証明書の交付

印鑑の登録後は、印鑑登録証明書の交付を受けることができます。

○申請に必要なもの（※代理人の場合は、「本人確認書類」と「代理人選任届」）

- ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
- ・登録している認可地縁団体の印鑑
- ・代表者個人の印鑑登録している印鑑
- ・手数料 1通につき300円



(3) 認可後の各種変更の届出

代表者や規約に変更が生じた場合には、その都度、所定の届出・申請が必要となります。

①規約の変更

規約を変更する場合は、総会での議決が必要です。

議決後に下記書類を提出して下さい。

- 規約変更認可申請書
- 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 規約変更について総会で議決したことが確認できる書類
(総会議事録の写し等で、議長及び議事録署名人の署名等があるもの)

②告示事項の変更

下記9項目について、告示事項に変更が生じた場合には、「告示事項変更届出書」を提出して下さい。

- ・名称
- ・規約に定める目的
- ・区域
- ・主たる事務所の所在地
- ・代表者の氏名及び住所
- ・裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務執行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ・代理人の有無
- ・規約に解散の自由を定めたときはその事由
- ・認可年月日
- 申請に必要なもの
 - ・告示事項変更届出書 (代表者変更の場合は、新代表者名で届出)
 - ・告示事項に変更があった旨を称する書類
(総会の議事録の写し等で、議長及び議事録署名人の署名等があるもの)
 - ・代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無 (※代表者変更の場合のみ)
 - ・承諾書 (※代表者変更の場合のみ)

8. 地域まちづくり協議会について

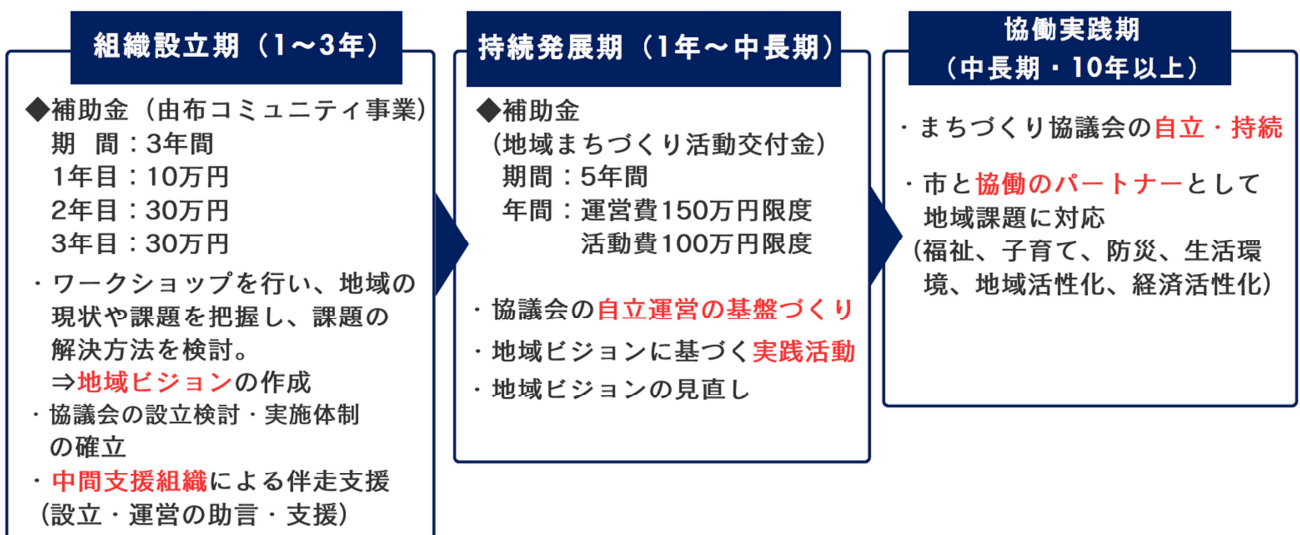
(1) 地域まちづくり協議会とは

由布市では、「市民が主人公のまちづくり」を進めており、「地域まちづくり協議会」を市内に設置する取組を推進しています。

地域まちづくり協議会は、おおむね小学校区単位等の一定のエリアにおける総合的なコミュニティ組織です。構成員は地域住民全員であり、自治会や社会福祉協議会など地域のさまざまな団体が参画しています。地域の将来や課題について話し合い、実践していく地域運営組織です。防災・防犯、高齢者の見守り、子どもの居場所づくり、地域イベントの企画など、地域の実情に応じた取り組みを行っています。地域まちづくり協議会は、地域を代表する組織として、由布市とともに地域活性化や課題解決に取り組む「まちづくりのパートナー」です。



(2) 地域まちづくり協議会の設立プロセスと行政支援



(3) 由布市内のまちづくり協議会

① 大津留まちづくり協議会（庄内：大津留地域）

大津留まちづくり協議会は、平成29年に設立されました。

おおつるマーケットの開催、おおつるカフェやおおつるおいちゃんうどん店の運営、広報誌「よろーえ」の発行などに取り組んでいます。

ホームページ



<https://oturu.sakuraweb.com/>

インスタグラム



@OTURU_YUFU

https://www.instagram.com/oturu_yufu/

フェイスブック



<https://www.facebook.com/otsuru.machikyoo/>

② 阿蘇野・直山まちづくり協議会（庄内：阿蘇野・直山地域）

阿蘇野・直山まちづくり協議会は、令和4年に設立されました。

笑楽幸サロンの開催やひとり暮らしの高齢者世帯に対する配食サービスなどの交流・生活支援活動、草刈りなどの環境保全活動、ふるさと祭りなどの地域活性化イベントなどに取り組んでいます。

ホームページ



<https://asononaoyama.wixsite.com/my-site>

インスタグラム



<https://www.instagram.com/asono.naoyama.matizukuri2022/>

③谷むらづくり協議会（挟間：谷地域）

谷むらづくり協議会は、令和4年に設立されました。

「自然に学べ、自然と遊べ、子どもが育つ元気な田舎“谷むら”」をテーマとし、耕作放棄地の有効活用、見守り隊活動、谷小学校との連携事業などに取り組んでいます。

ホームページ



<https://yufutanimura.com/>

インスタグラム



<https://www.instagram.com/yufushi.tanimura/>

フェイスブック



<https://www.facebook.com/yufushi.tanimura/>

④ゆのひらんプロジェクト（湯布院：湯平地域）

ゆのひらんプロジェクトは、令和4年に設立されました。

「暮らしの仕組みづくり」「人と人との交流」「情報共有」の3つの柱を軸としています。

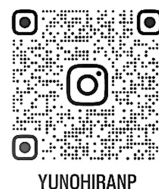
湯平の特色ある地域性を活かしつつ既存の課題を解決し、住民の暮らしを向上させるため活動しています。

n o t e



<https://note.com/yunohiranp/>

インスタグラム



<https://www.instagram.com/yunohiranp/>

提出書類の記入例

- ・ 自治委員選出届 P 80
- ・ 自治委員口座振込依頼書 P 81
- ・ 個人番号「マイナンバー」の照会 P 82
- ・ 「自治委員配布文書一覧表」メール送信依頼書 P 83
- ・ 世帯主情報 提供申出書 兼 誓約書 P 84
- ・ 住民異動情報 提供申出書 兼 誓約書 P 85

【提出書類の記入例に関する問い合わせ先】

総務課

☎ 0 9 7 - 5 8 2 - 1 1 1 2 (直通)

記入例

令和 年 月 日

由布市長 様

行政区名・氏名・生年月日
をご記入ください。

行政区名 ()
自治委員
氏 名 _____
生年月日 _____年 ____月 ____日

由布市自治委員口座振込依頼書

自治委員報酬及び費用弁償（会議時の旅費）は、次の口座に振り込みいただくことを依頼します。

口座登録 ※口座名義をご記入の上、①か②のどちらかにご記入ください。

(フリガナ)	※必ずご記入ください。
口座名義	

①【ゆうちょ銀行】

金融機関名	ゆうちょ銀行	店名(店番) ※3桁の数字	(例)七二八
記 号		番 号	

②【ゆうちょ銀行以外】

金融機関名	銀行・金庫・ 組合・農協		
支 店 名	本店・支店・ 出張所		
口座種別	普通（総合） ・ 当座		
口座番号			

①か②
のどちら
かに、口座
名義等、必
要事項を
記入して
下さい。

記入例

※前年度から引き続き自治委員を務める方はこの用紙の提出は必要ありません。

※提出の際は、封筒に入れ、封をして下さい。

事務連絡
令和 年 月 日

自治委員 各位

総務課長

個人番号「マイナンバー」の照会について（お願い）

所得税法等により、報酬及び謝金等の法定調書（市から税務署等に提出が義務付けられている資料）に個人番号の記載が必要となっています。

つきましては、下記の必要事項をご記入のうえ、同封の封筒に入れ、4月開催の自治委員会議時までに最寄りの地域振興課へご提出いただきますようお願いいたします。

なお、令和〇年度から引き続き自治委員を務める方については、この用紙の提出は不要です。

記

氏名（ふりがな）、生年月日、住所を記入して下さい。

(ふりがな).....

お名前 _____ 生年月日 昭・平 年 月 日

住 所 _____

個人番号 ※個人番号カードもしくは個人番号通知カードの12桁の番号をご記入ください

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ この用紙は、会計課金庫に保管し、源泉徴収票作成事務のみに使用し、個人番号（マイナンバー）を記入して下さい。12ケタです。

※ この用紙は、担当課より出しています。方には複数枚届くことがありますが、いずれか1枚を担当課に提出してください。残りは破棄してください。その際、すでに提出したとの旨をお手数ですが提出しなかった課にお伝えください。

※ 個人番号に間違いがないよう十分注意して記入してください。また、この用紙は紛失を防ぐため、密封するようお願いいたします。

<問い合わせ先>

由布市総務課総務係（自治委員担当） 電話 097-582-1112

記入例

令和 年 月 日

由布市長 様

行政区名と氏名を記入してください。

行政区名 ()

自治委員氏名

「自治委員配布文書一覧表」メール送信依頼書

「自治委員配布文書一覧表」を下記メールアドレスに送信するよう依頼します。

1つ選んでチェックを入れてください。	「,」、「.」、「- (ハイフン)」、「_ (アンダーバー)」、大文字、小文字などの区別をはっきり記入して下さい。
送り先	<input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> 携帯電話 (スマートフォン) <input type="checkbox"/> その他
メールアドレス	

※メールアドレスの登録間違いを防ぐため、正確にご記入ください。

【注意事項等】

- この送信依頼書は、総務課または最寄りの地域振興課へ提出してください。または、フォーム（裏面記載）に入力して提出してください。
- このメールアドレスは、「自治委員配布文書一覧表」（エクセル・PDF）を送信する場合にのみ使用します。
- メールは、文書配布日の前日の午後に送信します。
- 提出後、メールが届かない場合は、お手数ですがご連絡をお願いします。
- 提出後、メールアドレスの変更等が生じた場合はご連絡ください。
- 送信を中止する場合は、下記までご連絡ください。
- 前年度からメール送信を利用されている方は、この用紙の提出は不要です。

<問い合わせ先>

由布市総務課（自治委員担当） 電話 097-582-1112（内線 1216）

住民異動情報提供申出書 兼 誓約書

令和 年 月 日

由布市長 様

申出者 行政区.....

住 所.....

自治委員
氏 名.....

連絡先.....

行政区名・住所等を
記入してください。

由布市自治委員等に関する規則第9条に規定する事務に利用するため、住民異動情報の提供を申し出ます。

通常は、自宅で保管することになりますので、「自宅」の方にチェック☑を入れてください。

<p>異動情報の管理</p>	<p><input type="checkbox"/> 自宅</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>☐にチェックを付してください</p>
<p>申出に係る住民異動期間</p>	<p><input type="checkbox"/> 提供された世帯主情報以降の分</p> <p><input type="checkbox"/> 令和.....年.....月.....日～ 令和.....年.....月.....日異動分</p> <p>☐にチェックを付してください</p>

*異動情報は、6月、8月、10月、12月及び2月5期の10日以降に、それぞれの前月までの分を提供します。

- 1 住民異動情報の提供により知り得た事項については、この申出書に掲げる利用目的以外には一切使用しないことを誓約します。
- 2 住民異動情報は、複写をすることなく責任をもって漏えい防止のため適正に管理及び保管することを誓約します。

世帯主情報提供の申出を行った場合は、「提供された世帯主情報以降の分」になるかと思ひます。

各種様式 例

- | | | |
|---|-------------------------|------|
| 1 | 自治会（区）会則（規約） 例 | P 88 |
| 2 | (1) 出席票、委任状、表決書 様式（例） | P 92 |
| | (2) 総会議事録 様式（例） | P 93 |
| 3 | (1) 訪問時のあいさつ文（例） | P 94 |
| | (2) 加入案内チラシ（例） | P 95 |
| | (3) 加入案内チラシ～やさしい日本語～（例） | P 96 |
| | (4) 加入届 様式（例） | P 97 |

※こちらの様式は、データでお渡しすることもできますので、ご希望の場合は下記までご連絡ください。

【各種様式例に関する問い合わせ先】

総務課

☎097-582-1112（直通）

1 自治会（区）会則（規約） 例

この会則（規約）例は、あくまで標準的な参考例です。地域の実情にあった会則（規約）づくりの参考としてお役立てください。

なお、P 7 3に掲載している認可地縁団体の規約はこの例とは別のものとなりますので、ご注意ください。

.....

〇〇会（区）会則（規約）

制定 〇〇年〇月〇日

第1章 総則

（名称及び事務所）

第1条 本会（本区）は〇〇会（区）（以下「本会（区）」という。）と称し、事務所を由布市〇〇町〇〇〇△△△番地△△に置く。

（注）「事務所を会長（区長）宅に置く。」とすることも可能です。

（区域）

第2条 本会（区）の区域は、由布市〇〇町〇〇△△△番地△△までの区域とする。

（会員（区民））

第3条 本会（区）は、第2条に定める区域に住所を有する世帯をもって構成する。

2 本会（区）へ入会及び退会しようとする者は、会長（区長）に届け出るものとする。

3 本会（区）へ入会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

4 会員（区民）が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

（1）第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

（2）本人より第3条第2項に定める退会の届け出があった場合

5 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

（目的）

第4条 本会（区）は、会員（区民）相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

（事業）

第5条 本会（区）は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）会員（区民）相互の親睦に関する事

（2）清掃、美化等の環境整備に関する事

（3）防災、防火、交通安全に関する事

（4）地域の福祉に関する事

（5）住民相互の連絡、広報に関する事

（6）公民館の維持管理に関する事

（7）……

第2章 役員

(注) 役員については、規約の中で、その設置や人数、役割などを記しておくことが望ましいです。(会(区)の規模等の必要に応じて部長、班長等を設置される場合も、規約の中で明らかにしておくことが望ましいです。)

(役員の種類別)

第6条 本会(区)に、次の役員を置く。

- (1) 会長(区長) 1名
- (2) 副会(区)長 〇名
- (3) 会計 〇名
- (4) 〇〇部長 〇名
- (5) 班長 各班1名
- (6) 監事 〇名

(役員を選任)

第7条 会長(区長)、副会(区)長、会計及び監事は、総会において、会員(区民)の中から選任する。

- 2 部長は、会員(区民)の中から、会長(区長)が委嘱する。
- 3 班長は、各班の会員(区民)の中から、互選により選出する。
- 4 監事は、会長(区長)、副会(区)長及びその他の役員と兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長(区長)は、本会(区)を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会(区)長は、会長(区長)を補佐し、会長(区長)に事故があるとき又は会長(区長)が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、本会(区)の会計事務を処理する。
- (4) 部長は、会長(区長)の命を受けて、会務を分担する。(例：総務担当、広報担当、環境整備担当、防犯担当、交通安全担当、福祉担当、青少年担当、公民館担当等)
- (5) 班長は、班員との連絡調整にあたる。
- (6) 監事は、本会(区)の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不整の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第10条 役員が、規約に違反したとき又は本会(区)の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

第3章 総会

(注) 総会は、自治会・自治区における最高の意思決定機関として、その構成や表決権の設定、及び成立の要件や出席者、議決数、委任状の取り扱いなどについて、会員(自治区民)間に疑問が生じないように、規約で明確に定めておくことが望ましいです。

(総会の構成)

第11条 総会は、全会員(区民)をもって構成する。

(総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年〇月に開催する。

3 臨時総会は、会長(区長)が必要と認めたとき、全会員の〇分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第1項第6号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長(区長)が招集する。

2 総会を招集するときは、会員(区民)に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の〇日前までに通知しなければならない。

(総会の審議事項)

第14条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画及び事業報告に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 役員を選任及び解任に関する事項

(4) 規約の変更に関する事項

(5) ……

(6) その他の重要事項

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、その総会に出席した会員(区民)の中から選任する。

(総会の定足数)

第16条 総会は、全会員(区民)の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席した会員(区民)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第18条 会員(区民)は、各々1票の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員(区民)は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員(区民)を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第16条及び第17条の規定の適用については、その会員（区民）は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）会員（区民）の現在数及び出席者数（委任状及び書面表決書を提出した会員（区民）を含む）

（3）開催目的、審議事項及び議決事項

（4）議事の経過の概要及びその結果

（5）……

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人〇名以上の署名押印をしなければならない。

第4章 役員会

（役員会の構成）

第21条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

（役員会の招集）

第22条 役員会は、会長（区長）が必要と認めるときに招集する。

（役員会の審議事項）

第23条 役員会は、会長（区長）が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

（1）総会に付議すべき事項

（2）総会において議決された事項の執行に関する事項

（3）……

（4）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 会計

（経費）

第24条 本会（区）の経費は、会（区）費その他の収入をもってあてる。

（会費）

第25条 本会（区）の会（区）費は、1世帯あたり月額〇円とする。

（会計年度）

第26条 本会（区）の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑則

（委任）

第27条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、別に会長（区長）が定める。

附則

この規約は、〇〇年〇月〇日から施行する。

2. 会議関係資料 例

(1) 出席票・委任状・表決書 様式 (例)

●出席する場合は、出席票を当日受付に提出してください。

【出席票】

〇〇年〇月〇日開催の〇〇自治会（区）総会に出席します。

住所（組・班）

氏名

●欠席する場合は、委任状もしくは表決書を、〇月〇日までに組（班）長に提出してください。

【委任状】

〇〇年〇月〇日開催の〇〇自治会（区）総会を欠席しますので、議決に関する権限を代理人_____ 〇〇組（班） 〇〇 〇〇氏 に委任します。

住所（組・班）

氏名

【表決書】

〇〇年〇月〇日開催の〇〇自治会（区）総会を欠席しますので、次のとおり議決に関する権限を行使します。

第1号議案	(賛成	・	反対)
第2号議案	(賛成	・	反対)
第3号議案	(賛成	・	反対)
第…号議案	(賛成	・	反対)

住所（組・班）

氏名

(2) 総会議事録 様式 (例)

以下の議事録は、総会で事業報告、決算を行う場合の議事録の一例です。

総会議事録 (案)

1. 日 時 ○○年○月○日
2. 場 所 ○○自治会 (区) 公民館
3. 会員 (自治区民) 総数 ○○名
4. 定足数 ○○名
5. 出席者数 ○○名 (内訳: 本人出席○○名、委任状出席○○名)
6. 議事の経過
 - (1) 開会、会長 (区長) 挨拶
 - (2) 議長選任、議事録署名人の選出
規約第●条に、総会の議長は、その総会において、出席した会員 (区民) の中から選出するとなっていることから、諮ったところ、満場一致で○○○○を議長に選出した。
会則第●条に基づき、議長は、△△△△及び□□□□を議事録署名人に指名し、満場一致で承認された。
 - (3) 定足数の報告
議長から出席者数、委任状出席者数の報告があり、規約に定める定足数を満たしており、総会が成立する旨確認された。
 - (4) 議案の審議
 - ①第1号議案「○○年度の事業報告について」
 - ・副会 (区) 長の▲▲から事業報告
 - ・◇◇から「・・・」との指摘があり、誤りが確認されたので「・・・」を「・・・」と修正した。
 - ・議決の結果、賛成○人、反対○人により、可決 (否決) された。
 - ②第2号議案「○○年度の決算について」
 - ・会計の◆◆から決算の説明
 - ・監査が、帳簿等により会計処理が適正に行われていることを確認した旨を報告
 - ・質問は無かった。
 - ・議決の結果、賛成○人、反対○人により、可決 (否決) された。
 - ③第3号議案「……………について」
……………
 - (5) 閉会
以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は署名又は記名押印する。
○○年○月○日

議長	○○	○○	印
議事録署名人	△△	△△	印
議事録署名人	◇◇	◇◇	印

3. 加入促進資料 例

(1) 訪問時のあいさつ文(例)

以下の資料は、訪問する際にお渡しするあいさつ文の一例です。地域の実態に合わせてご使用ください。

○年○月○日

各位

○○自治会(区)
会長(区長) ○○ ○○

ご挨拶

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度由布市にご転入され、自治会員(区民)一同、大変うれしく思っております。

私たち○○自治会(区)では、誰もが住みやすく、安全・安心な地域づくりを実現するために、ご近所同士が力を合わせていくことが大切との思いから、住民の親睦と住環境の維持向上に取り組んでおります。

ここに住んでよかったと思えるまちを、私たちと一緒につくっていただくため、是非とも○○自治会(区)にご加入いただきますようお願いいたします。

記

- 1 自治会(区)の体制について
 - ・今年度の自治会長(区長)は、○○ ○○(電話○○○-○○○○)です。
 - ・あなたの所属される班(組)は、○○班(組)です。
 - ・今年度の班長(組長)は、○○ ○○(電話○○○-○○○○)です。
- 2 自治会(区)の主な活動について
 - ・○○○○…
 - ・○○○○…
- 3 ゴミ出しについて
 - ・可燃物のごみステーションは○○○○…
 - ・不燃物のごみステーションは○○○○…
 - ・資源ごみのごみステーションは○○○○…
- 4 自治会費(区費)について
 - ・月○○円で、加入月から頂くこととなります。
 - ・集金の方法は、○○○○です。

※ご不明な点やお困りのことがありましたら、遠慮なく班長又は自治会(区)役員にお申し出ください。

(2) 加入案内チラシ（例）

以下は、案内チラシの一例です。

案内チラシの作成を考えている自治会（区）は、地域の実情に合わせ、会長（区長）名の挨拶文を入れたり、会（区）費やイベント情報、取り組んでいることなどを載せたりするなどしてご使用ください。

〇〇自治会（区）に加入しませんか？

～安全・安心で快適に暮らせる住みよいまちを
私たちと一緒に作りましょう～

〇〇自治会（区）では、様々な活動を通じて、安全・安心で快適に暮らせる住みよいまちづくりに取り組んでいます。

〇〇自治会（区）の活動

●防犯・防災活動

区域内の防犯灯の維持管理、子どもの見守り活動、災害に備えた防災活動など、安全・安心のための活動を行っています。

●生活環境の向上のための活動

清潔で快適なまちづくりのため、道路や公園の清掃などを定期的実施しています。

●地域課題への対応

地域の課題について、住民同士で話し合い、必要に応じて行政などと連携し解決に努めています。

●情報の伝達

身近な地域の情報や市からのお知らせなどを回覧版などでお知らせしています。

●親睦行事の開催

住民同士が交流し、楽しむ機会を作るため、夏祭りや敬老会等の行事を開催しています。

※このほかにも、老人クラブや青少年育成団体、地区福祉委員会、子ども会など、地域で活動する各種団体と連携・協力して、福祉や青少年健全育成、子育て支援などに取り組んでいます。

《お問い合わせ》

〇〇自治会（区）

会長（区長）

班長

電話

電話

(3) 加入案内チラシ ～やさしい日本語版～ (例)

「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい日本語のことです。地域に住む外国人のなかには、「やさしい日本語」ならわかるという方もたくさんいます。また、外国人だけでなく、小さな子どもや高齢者、障がいを持った人などにも有効な情報伝達手段です。

〇〇自治会 (区) に 入りませんか？

～「自治会 (区)」とは～

近くに 住んでいる 人たちが 作る 会です。

自治会 (区) に 入ると、 近くに 住む人たちと 仲良く なれます。

安全で 住みやすい まちに するために 一緒に 活動しませんか。

■自治会 (区) の 活動

〇回覧板 (まちや 市役所からの お知らせ) が まわって きます。

読んで 次の 家に 渡します。

〇まちの いろいろな 情報を 届けます。生活の 役に立ちます。

〇地震・火災のときに 安全に 逃げる 練習を します。

〇犯罪が 起きないように まちを 見回ります。

〇子どもたちが 安全に 学校へ 行けるように 見守ります。

〇道や 公園を 掃除します。ごみを 置く場所を きれいにします。

〇まちの 問題について 話し合います。楽しい 生活のために 一緒に 協力します。

〇お祭りなどを します。まちの 人と 一緒に 楽しみます。

■会 (区) 費 (お金) について

〇会員 (区民) の みなさんから お金を もらいます。

〇もらったお金で 活動しています。

〇会費 (区費) は 〇〇円です。

自治会 (区) に 入るときや 困ったことがあるときは 自治会 (区) 長に きいてください。

〇〇自治会 (区) 自治会 (区) 長 〇〇 〇〇 TEL 〇〇〇-〇〇〇

(4) 加入届 様式 (例)

この様式は、加入届の一例です。自治会（区）に、新しい方が加入する際に、必要であればご使用ください。

() 自治会（区） 加入届

年 月 日

世帯主	住 所	電話番号
	氏 名 (ふりがな)	生年月日

構成員	氏 名	生年月日	世帯主との 続柄

※この加入届に記入の個人情報は、自治会（区）活動に関することのみに使用します。

その他資料

- ・ 選挙運動の制限について P 100-101
- ・ 「表題部所有者不明土地解消事業」
の概要 P 102
- ・ 「自治会・自治区に加入しましょ
う」 P 103-104
- ・ 市民活動保険制度 P 105-109
- ・ 由布市住民基本条例パンフレット P 110-125

選挙運動の制限について

由布市の自治委員であるみなさまは、由布市長が委嘱する「非常勤特別職の公務員」であると同時に「自治区の長」としての立場もあわせ持っています。

この2つのそれぞれの立場としての選挙運動について、注意すべきこと等をお知らせいたします。

1. 「非常勤特別職の公務員」の立場として注意すべきこと等

由布市の自治委員であるみなさまは、地方公務員法による特別職の公務員であるため、一般職の公務員に適用される地方公務員法第36条の“政治的行為の制限”は適用されないため、選挙運動を行うことはできません。

ただ、自治委員などの特別職の公務員を含むすべての国又は地方公共団体の公務員は、公職選挙法に規定される「地位利用による選挙運動の禁止」により、公務員の地位を利用した（※）選挙運動はできないこととなっています。

※「地位を利用する」とは・・・

その地位にあるがため、特に選挙運動等を効果的に行い得るような影響力又は便益を利用するという意味で、その職務上の地位と選挙運動が結びついている場合をいいます。

《以下、該当する場合の例示》

- ① 補助金の交付・契約の締結・事業の実施・許可及び認可等の職務権限を有する公務員等が、外郭団体や請負業者等に対し、その権限に基づく影響力を利用すること。

①については、由布市の自治委員の事務は、自治委員設置規則に規定されているように、市からの通知の伝達、市報等の配布、市の事務事業への協

力、災害対策に関する事務等であるため、地域住民に対し職務権限を有するものはないと考えられます。

② 窓口で住民に接する職員や各戸を訪れる職員が、これらの機会を利用して職務に関連して住民に働きかける行為

②については、例えば、自治委員が市報等の配布の機会を利用して、住民の方に対し選挙運動を行えば、選挙運動を効果的に行い得るような便益を利用したことになり、違反の恐れがあります。

2. 「自治区の長」の立場として注意すべきこと等

任意団体としての自治区の代表者である「自治区の長」は、地区住民の意見のとりまとめなどをすることから住民に対して影響力はあるものと考えられますが、公務員ではないため法的な規制はありません。

ただ、由布市の場合、自治委員が自治区の長を兼務し、その行動は住民に与える影響が大きいことや、一般住民が「非常勤特別職の公務員である自治委員」としての業務と「自治区の長」としての業務との区別をつけにくいことから、誤解を招かないよう十分注意し、慎重に行動することが必要です。

※不安に思われることがありましたら、下記までご連絡ください。

【総務課 自治委員担当】

電話 097-582-1112 (直通)

電話 097-582-1111 (代表) 内線1216

表題部所有者不明土地解消事業の概要

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）
令和元年11月22日、令和2年11月1日段階施行

制度概要

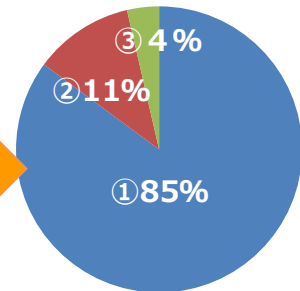
表題部所有者*1欄の氏名・住所が正常に記録されていない登記となっている表題部所有者不明土地*2について、
登記官が所有者の探索を行い、その結果を職権で登記する制度。全国の法務局で作業実施中。

(*1) 表題部所有者・・・所有権の登記がない不動産について、登記記録の表題部の所有者欄に記録される所有者をいう。なお、当事者の申請により所有権の登記がされると、表題部所有者に関する登記事項は抹消される。

(*2) 表題部所有者不明土地・・・旧土地台帳制度下における所有者欄の氏名・住所の変則的な記載が、昭和35年以降の土地台帳と不動産登記簿の一元化作業後も引き継がれたことを原因とする**所有者不明土地の一つ**。全国約50万筆調査（平成29年9月～平成30年5月実施）の結果、**約1%**存在していることが判明。所有者調査の手掛かりがなく、**所有者の発見が特に困難であり、用地取得や民間取引の大きな阻害要因**。

表題部（土地の表示）		調製	除 白	不動産番号	○○○○○○○○○○○○○○○
地図番号	除 白	筆界特定	除 白		
所 在		特別区南都町一丁目		除 白	
① 地番	② 地目	③ 地積	㎡	原因及びその日付（登記の日付）	
101番	宅地	300	00	不詳 （平成20年10月14日）	
所 有 者		特別区南都町一丁目1番1号 甲 野 太 郎			

種類別の内訳



- (例)
- ① 住所の記載がない土地（単有・共有）
「A」
 - ② 字持地
「大字○○」
 - ③ 記名共有地
「A外○名」 等

事業の流れ

①対象土地の選定・開始公告

- 対象土地は、**事業実施主体（地方公共団体等）の要望**を聴取した上で選定
- 職権で所有者等探索を開始
- 探索を開始する旨の公告

②登記官による調査

- 実地調査
- 立入調査
- 公的資料や地域の土地に関する**歴史的な文献等の調査**
- 占有者やその土地の経緯を知る**近隣住民等からの聴き取り調査**
- 地方公共団体等に対する情報提供の求め

⇒ **所有者特定のため、広範囲にわたり調査実施**

③所有者等の特定・職権登記

- 所有者の特定に関する記録を作成し登記所に備付け
- 特定した所有者等を表題部所有者として登記**
- 所有者を特定できなかった場合は**登記すべき者がいない旨を登記**

所有者を特定できなかった場合

④裁判所による管理命令

- 利害関係人の申立てに基づき裁判所が管理者を選任
- 管理者は裁判所の許可を得て**土地の売却も可能**
- 売却代金は所有者のために供託

裁判所

★所有者等探索委員による調査

- 所有者探索に必要な知識や経験を有する者（専門資格者等）から任命された委員による調査を実施

必要に応じて任命

意見を提出

本事業の結果、所有者の発見が特に困難な土地の利活用が可能となる効果

自治会・自治区に加入しましょう

自治会・自治区では
こんな活動をしています



安心安全なまちづくり

- 自主防災組織の結成や、万一の地震や水害などの災害に備え、緊急時の協力体制を整えています。
- 子どもたちが安全に登下校できるよう、見守り活動を行っています。
- 夜間の犯罪防止や交通安全のため、防犯灯の設置、維持管理に努めています。



地域の要望のとりまとめ

- 生活に直結する地域内の道路や排水路などについて、自治会・自治区からの要望として市に伝えています。



市や自治会・自治区からの お知らせ

- 市報「ゆふ」をはじめ、市からの情報や自治会・自治区からのお知らせを配布・回覧しています。



人と人とのふれあい

- 子どもから高齢者まで、地域のみなさんがお互いに支え合って生活ができるよう地域のつながりを深める活動をしています。



- 例：◇一人暮らし高齢者の見守り
- ◇公民館での各種活動
- ◇地域伝統文化の継承
- ◇スポーツ競技
- ◇お祭り
- ◇敬老会

環境整備・美化運動

- 快適で住みよい環境を保つため、排水路の清掃や道路等の草刈りを実施しています。
- 快適な生活をするうえで欠かせない、ごみステーションの設置・管理を行っています。



～ あなたは 大切な地域の一員です ～
ぜひ地域の自治会・自治区にご加入ください

由布市自治委員会連合会 ・ 由布市

※上記は活動の例です。組織によっては、行っていない活動があります



●自治会・自治区は・・・

地域に住むみなさんが、住み良い地域社会を目指して協力しあい、様々な活動を行う自主的につくられた自治組織で、みなさんの会費によって運営されています

●由布市では・・・

地域に住むみなさんの活動に補助等を行いながら、様々な支援を行っています

●ご加入については・・・

自治会・自治区の役員さん(自治区長、班長、組長など)にお申し出ください

《自治会・自治区名》 _____

《自治会長・自治区長（自治委員）》 _____

《連絡先》 ☎ _____

※連絡の際は、8時～20時を目安にお願いします。

なお、役員さんの連絡先がご不明の場合は、ご近所の方、もしくは下記の《お問い合わせ先》までおたずねください

Q & A

Q. 加入した場合、どんなメリットがありますか？

A. 近年各所で発生している自然災害の際、頼りになるのは「ご近所とのつながり」です。自治会・自治区活動を通じて、日頃から顔の見える関係性をつくることができます。

Q. 自治会・自治区に加入しないといけませんか？

A. 自治会・自治区の活動は、みなさんが気付かないところで日々の生活の安心安全や住みやすさを支えています。また、いざという時は地域での助け合いや支え合いが必要となります。

由布市には、「住民自治基本条例」があり、市民のみなさんの自発的、自主的なまちづくりへの参加を促しています。

「ごみ出し」のことは、
ご近所の方に聞いてみるのが
いいかもしれませんね



《お問い合わせ先》

由布市役所 本庁舎 総務課総務係

☎097-582-1112（総務課直通） 内線1216

由布市 市民活動保険制度

☆☆☆ 市民活動保険制度とは ☆☆☆

私たちの住んでいる地域では、自治会の皆さんの協力のもと、清掃活動や青少年育成活動をはじめとする自治会活動が行われています。

自治会の活動にあたっては、十分な安全対策が必要なことはもちろんですが、不幸にして偶発的な事故が起こらないとも限りません。

この保険制度は、こうした活動中の不慮の事故に備えることで、市民の皆さんが安心して活動できるよう、由布市が制度化したものです。

☆☆☆ なによりも事故の防止が大切！！ ☆☆☆

この保険制度は、万一の事故に備えてつくられたものです。一番大切なことは、事故を未然に防ぐことです。自治会活動をする場合は、次のことに十分注意してください。

- ☆ 事前にきちんと計画を立て、危険がないか十分チェックしましょう！
- ☆ 必要があれば、前もって下見などを行いましょ！
- ☆ 活動プログラム、スケジュールに無理はないか点検しましょ！
- ☆ 用具の点検、準備運動は十分に行いましょ！

(制度加入について)

保険制度を利用するために、皆さんが前もって個々に加入の申込や登録の手続きをする必要はありません。

1. 補償の対象となる方（補償対象者）

- ①由布市内の自治会長及び自治会会員
- ②自治会長から要請されて自治会活動に参加している自治会会員以外の方（市外の方も対象）
- ③市主催事業に参加されている方

市が主催・共催する社会体育事業、社会文化事業、社会福祉事業、社会奉仕事業ならびにこれらの事業に参加されている方（市外の方も対象）

※ただし、業務上で参加されている方は除きます。

2. 補償の対象となる活動

- ① 地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉・社会奉仕活動、社会教育活動などの自治会活動で、公益性のある活動（政治、宗教及び営利を目的とする活動を除きます。）

例）自治会の清掃活動で草刈り機を使っていて指をけがした。

例）ごみの分別回収で仕訳作業中に転倒して膝を打撲した。

- ②市主催事業

市が主催・共催する社会体育事業、社会文化事業、社会福祉事業、社会奉仕事業ならびにこれらに類する事業

例）イベントのスタッフとして機材を運搬中に手を滑らせ、足に落として骨折した。

例）河川の環境美化作業中に鎌で右指に裂傷を負った。

3. 補償の対象となる事故

事故の種別には「傷害事故」「賠償責任事故」の2つの区分があります。

傷害事故：補償対象者が、補償対象活動中に偶発的な事故によって怪我をしたり、死亡したりした場合に支払われます。

★支払われる費用の項目★

- ・ 死亡給付金・・・事故の日から180日以内にその怪我が原因で死亡したとき
- ・ 後遺障害給付金・・・事故の日から180日以内にその怪我が原因で後遺障害が生じたとき
- ・ 入院給付金・・・事故が原因で日常生活に支障の出る怪我を負い、入院して医師の治療を受けたとき
- ・ 通院給付金・・・事故が原因で日常生活に支障の出る怪我を負い、通院して医師の治療を受けたとき

賠償責任事故：補償対象者が、補償対象活動中に第三者に怪我をさせたり、持ち物を壊したりした場合に支払われます。

★支払われる費用の項目★

- ・ 治療費、入院費、通院費、休業補償費、修理費、その他の損害賠償費
- ・ 裁判、調停、仲裁などの訴訟費用
- ・ 応急救助費や護送費用など、事故の後に、二次被害の発生を防止したり、軽減したりするために取った処置にかかった費用

4. 補償の対象にならない主な事故

[傷害事故・賠償責任事故]

- ・ 自殺、犯罪、けんかなど、故意の行為による事故
- ・ 戦争、変乱、暴動などによる事故
- ・ 地震、噴火、津波などの天災による事故

[傷害事故の場合]

- ・ 脳疾患、疾病、心神喪失など、本人の元々の病気や体調不良が原因で起こった事故
- ・ 細菌性食中毒、O-157、日射病・熱射病等の熱中症による事故
- ・ 妊娠中における早産・流産や、他覚症状のないムチウチ症や腰痛
- ・ ロッククライミングやハングライダーなどの危険度の高い活動
- ・ チェンソーによる伐採など危険度の高い活動
- ・ 無資格運転・酒酔い運転などの違法な行為が原因で起こった事故
- ・ 大気汚染や水質汚濁など、環境汚染が原因で発生した傷害・・・など

[賠償責任事故の場合]

- ・ 活動場所として使用している施設や敷地の外での事故
- ・ 航空機、エレベーター又は自動車など、人力によらない乗物等の所有、使用または管理が原因で起こった事故
- ・ 動物が原因で起こった事故
- ・ 施設の建設や改築、修理などの工事の際に起こった事故
- ・ 加害者と被害者が同居する親族同士である場合の事故・・・など

5. 補償内容

補償の内容（限度額）は以下のとおりです。

[傷害事故の限度額]

死亡給付金	1名につき	300万円
後遺障害給付金	9万円～300万円	
入院給付金	1日につき	2,000円 (事故発生の日から180日間が限度)
手術給付金	手術の種類に応じ入院日額の10倍～40倍	
通院給付金	1日につき	1,000円 (※日常生活に支障があると保険会社が認めた期間の実通院日数に対して90日を限度として給付)

[賠償責任補償の限度額]

身体賠償（対人）	共通1事故につき	1億円
財物賠償（対物）		

※身体賠償・財物賠償ともに免責（自己負担）はありません。

6. 事故が起きた時の手続き

補償対象活動中に万一事故が起きた場合は、すみやかにその活動や行事を実施した自治会の会長から市役所総務課へ「事故報告書」を提出してください。市は報告書を審査し、事故が保険制度の要件を満たしていると判断した場合に保険会社へ事故を報告します。

保険金の請求は、治療費や賠償額が確定してからになります。保険会社から送られる請求書にご記入し、必要書類を添付の上、直接保険会社へ提出してください。保険会社の調査を経て、指定の口座に保険金が支払われます。

由布市住民自治基本条例



みんなできくろくろくー！
わたしたちのまち

目次

- 1 条例を制定した理由は？…… 2P
- 2 条例の内容とポイント …… 4P
- 3 条例文 …… 7P
- 4 主な用語・用法 …… 14P



由布市

平成21年10月1日施行

1 条例を制定した理由は？

私たちの市を含めた地方自治体は、地方分権の推進や市町村合併による広域化、また国からの地方交付税の削減などにより、これまでと違った自治体の運営が求められています。

由布市のまちづくりを進める上で、限られた財源の中で市民のしあわせを希求し、自ら考え行動し、ルールをつくり、共に自立できる地域社会を創造していかなければなりません。

そのためには、市民がまちづくり（自治）についての役割を認識、自覚し、さまざまな形で積極的に市政に関わり、市民・議会・行政と力を合わせ、お互いに協力し合いながらまちづくりに取り組むことが必要です。

これからは、それぞれの責任を自覚し、市民が担うべき役割と、行政と議会が担わなければならない役割を適切に分担し、協力し合ってまちづくり（自治）を進めていく「道しるべ」とするためにこの条例を制定するものです。



「自治」ってなんだろう？

改めて「自治」と言われるとなんだか難しいもののように聞こえますが、分かりやすく言えば「自分たちのことは自分たちで決めましょう」というのが自治の基本です。つまり住民自治とは、「まちの課題や問題をみんなで解決し、自分たちのまちをみんなで一緒につくっていきましょう」ということです。

住みよい、暮らしやすい由布市をつくるためには、いま何が問題になっているのか、それを解決するにはどのようにしたら良いのか、その答えをみんなで考えて話し合ったり、行政や議会や市民の皆さんと一緒に協力して行動していかなければなりません。

そのために身近な地域で活動したり、協力しあったり、あるいは市政運営に参加したり協力することが「自治」です。



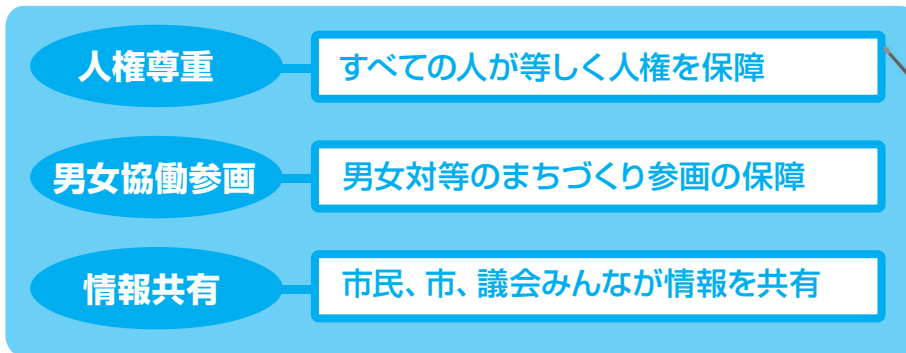
この条例ができるとどうなるの？

この条例は、みなさんの生活を特別に拘束したり、管理・強制したりするものではありません。市民の皆さんの自発的、自主的なまちづくりへの参加を促すものであり、この条例が制定されたことによって、市民や市（行政）や議会の果たすべき役割や市の制度を整理して示すことで、さらにみなさんの意識が高まり、市民が主体のまちづくりの実践が進むことを目指しています。

この条例で、由布市の住民自治の基本的な考え方を確認して、市民のみなさんで自治を進めていきましょう。

自治を進める3つの原則

この条例では今後の自治を進めていく上で、市民が主体的な自治の担い手となり、市や議会とともに目指すべき将来像に向けた認識を共有し、自治に参画するための3つの基本原則と定めています。



条例のイメージ図

- 条例の基本となる考え方をイメージとして、市民、議会、市長の三者として分かりやすく図面にしています。
- 市民は市民等を、市長は市を、議会は議員を含みます。

情報共有

みんなで情報を共有することが大切



市民の意志の把握と反映、情報の提供

市民

市政運営に関する情報を知る権利

議会

市政運営に関する情報

市長

市政運営に関する情報の積極的な公開と提供

市民参画

市民のみんなの声が活かされる市政運営へ



市民の意志の把握と反映、情報の提供

市民

- 市政運営への参画権利、地域自治への貢献の責務
- 自らの発言と行動に責任の義務

議会

市の政策の意志形成

市長

- 市民参画の機会を保障
- 市民参画の周知
- 市民参画の制度の検討

協働

みんなで一緒にまちづくりを進めます



市民の意志の把握と反映、情報の提供

市民

- まちづくり活動の積極的な取り組みと協働の努め
- コミュニティの役割の自覚と認識

尊重・協力

議会

公共的な目的

市長

尊重・協力

尊重・協力

市民・議会・市が役割と責任を自覚し相互の立場を尊重し、対等の立場で協力する

2 条例の内容とポイント

条例で定めていること

この条例では、由布市のまちづくりの目標と基本理念を明確にしています。その目標を実現するために自治の担い手である市民・議会・行政の権利と責務、役割を定めるとともに市政運営の基本的なしくみや市民参画や協働のあり方について明らかにしています。



第1章 『総 則』 第1条 目的 第2条 用語の定義 第3条 条例の位置づけ

主な内容

この条例は由布市の住民自治を実現するために必要な「まちづくりの原則」を定めたものです。この条例に定められたことを実現するために、市や議会は必要に応じて市にあるさまざまな条例等を整備していきます。

第2章 『まちづくりの基本理念と基本原則』

第4条 基本理念 第5条 基本原則



主な内容

まちづくりは主権者である市民のみなさんが主体的に進めます。だれもが対等の立場で、平等に参画・協働する機会が保障されています。

第3章 『市民等と事業者の権利と責務』

第6条 市民等と事業者の権利



主な内容

市民のみなさんや市内の事業者の方々には、自発的にまちづくりや地域活動に参加し、活動する権利があります。そのために必要な情報を求めることもできます。

第7条 市民等と事業者の役割と責務

主な内容

市民のみなさんや市内の事業者の方々には、積極的にまちづくりや地域活動に参加し、協力する努力をしなければなりません。自治会への加入やコミュニティ活動への協力など、地域自治に貢献するよう努めることとしています。



第4章 「議会・議員の役割と責務」

第8条 議会の役割と責務

第9条 議員の役割と責務

主な内容

議会は、市民を代表する議決機関として、市民のみなさんの声を常に聞き、民主的な議会運営をしなければなりません。また、議会は自分たちで政策を作り、政策を審議する機能を充実させ、より良い議会を目指して努力しなければなりません。議員は、市民の代表として常に市全体の利益を考え、自己研さんにつとめなければなりません。



第5章 「市長等の役割と責務」

第10条 市長の役割と責務

主な内容

市長は、市民の代表者として公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。また市政の情報については市民に十分説明をし、分かりやすく効率的な組織運営に努めなければなりません。



第11条 市及び職員の役割と責務

主な内容

市は、市民からの意見や要望、苦情などには速やかで誠実に対応しなければなりません。また、職員もまちづくりの一員として、積極的に自治活動に参加しなければなりません。

第6章 「市政運営」

第12条 市政運営

第13条 総合計画

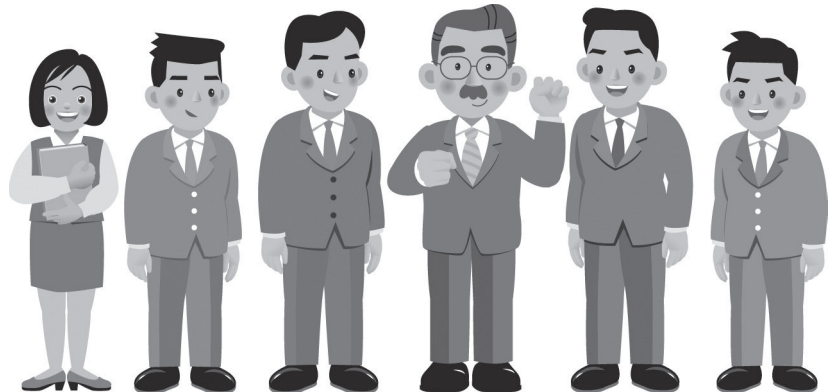
第14条 情報共有の推進

第15条 個人情報の保護

第16条 評価の実施・公開

第17条 財政運営

第18条 行政手続



主な内容

総合的な市政を運営していくために「総合計画」を最上位計画として位置づけ、市はすべてこの計画にもとづいて市政運営をしていきます。また、市は市政に関する情報を積極的に公開したり、市民に分かりやすく提供しなければなりません。さらに、市はまちづくりを進めるときには、市民の理解を充分得られるようにしながら進めなければなりません。

第7章 「連携と交流」

- 第19条 市内外の人々及び交流者との連携
- 第20条 国・県・他の市町村等との連携
- 第21条 国際交流



主な内容

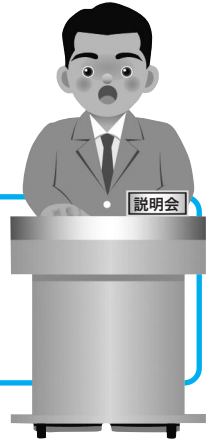
市や議会、市民のみなさんで、市内外の人々や交流する人たちの知恵や意見をまちづくりに活用していきます。また、国や県、他の市町村などとも連携してまちづくりを進めます。さらに国際交流も推進していきます。

第8章 「参画と協働」

- 第22条 計画等への市民参画
- 第23条 パブリックコメント

主な内容

市はまちづくりに関する重要な条例や計画などを作ったり変えたりするときは、委員会や審議会を設置したり、説明会やアンケートを行うなどして、十分に市民の意見を集め、その意見を取り入れるようにしなければなりません。



第24条 「協働のまちづくり」

主な内容

市民のみなさんは、まちづくりの担い手として地域活動に主体的に取り組み、市や議会と一緒に協働のまちづくりを進めるように努めてください。

第25条 「住民投票」

主な内容

市政について特に重要なことについては、市長は住民投票で市民のみなさんの意志を確認することができます。

第9章 「環境・景観の保全・形成」

- 第26条 環境・景観の保全・形成



主な内容

市や議会は、市民の共有財産である自然景観や街並み景観を保全しなければなりません。また市民や事業者、交流者も、由布市の環境や景観を守り、伝えていくように努め、積極的な協力をお願いします。



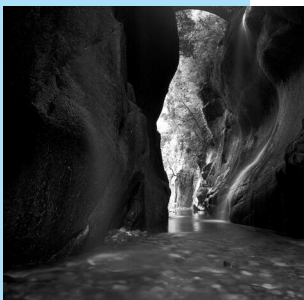
第10章 「条例の検討及び見直し」

- 第27条 条例の検討及び見直し

主な内容

この条例は、まわりの状況や社会変化に応じて見直し、より良い条例に発展させていきます。





前 文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 まちづくりの基本理念と基本原則（第4条・第5条）

第3章 市民等と事業者の権利及び責務（第6条・第7条）

第4章 議会・議員の役割と責務（第8条・第9条）

第5章 市長等の役割と責務（第10条・第11条）

第6章 市政運営（第12条—第18条）

第7章 連携と交流（第19条—第21条）

第8章 参画と協働（第22条—第25条）

第9章 環境・景観の保全・形成（第26条）

第10章 条例の検討及び見直し（第27条）

附 則

前 文

平成17年10月1日、挾間町、庄内町及び湯布院町の合併により由布市が誕生しました。由布市は、由布岳や黒岳に象徴される緑の山々、大分川水系の清流、肥沃な大地、豊富で良質な温泉など、豊かな自然に恵まれています。それぞれの地域では、固有の特色や地域資源を生かした生活と多様な産業の営みを通じて活発な交流が生まれ、人々の暮らしを支えとともに、先人が脈々と築いてきた歴史や文化、風土が息づいています。由布市は、この資産・資源を大切に、繁栄の糧として生かすまちをめざしています。

まちづくりは、わたしたち由布市民が市の現況と将来像についての認識を共有し、主体的に自治に参画することにより進められることが必要です。また、基礎的自治体である由布市は、市民の負託にこたえ、将来にわたり市民が安心して暮らすことのできる豊かな地域社会を、市内に暮らすすべての人と協働して実現していく責務があります。

このために、市民、市及び議会の果たすべき役割や責務、市政運営の原則など、自治体としての基本的な枠組みを明らかにするとともに、市政への市民参画や協働の仕組みを定めておくことが必要です。そして、わたしたちは、深い信頼と融和のきずなのもとに、市民が主役となった自治の向上による参画と協働のまちづくりを積極的に推進することにより、由布市の発展を支えていかなければなりません。

わたしたち由布市民は、市民と市及び議会がまちづくりに関する情報を共有し、知恵と力を結集することで、誇りある自治のまちを実現し、次世代に継承していくことをめざして、ここに由布市住民自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、主権者である由布市民が自治の担い手として、市や議会とともにまちづくりを推進するために、市民等の権利と責務並びに市及び議会の役割等、自治の基本的事項を明らかにし、住民自治の実現を図ることを目的とする。



(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民とは、由布市内に住所を有する人をいう。
- (2) 市民等とは、市民並びに由布市内で働き、学び及び市内においてまちづくり活動を行う人若しくは団体をいう。
- (3) 市とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4に定める執行機関をいう。
- (4) 事業者とは、由布市内において営利を目的とする活動を営む人又は団体をいう。
- (5) 交流者とは、観光、保養、商用等で市内を訪れる人をいう。
- (6) 協働とは、由布市を構成する市民等と市及び議会が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、相互の立場を尊重し、対等の立場で目的達成のために協力することをいう。
- (7) コミュニティとは、自主性と責任を自覚した市民等が構成する自治会、高齢者団体、女性団体、青少年団体、文化・スポーツ団体、福祉団体等、地域社会を形成する団体及び組織をいう。
- (8) まちづくりとは、市民等と市及び議会が協働して住民参画により自治の向上をめざし、すべての人が物質的にも精神的にも安全で安心して生活できる環境を実現するための活動をいう。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、まちづくりの原則であり、市は、他の条例、規則等の制定、改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

2 市及び議会は、この条例の目的を達成するために、必要に応じて関係条例の整備に努めなければならない。

第2章 まちづくりの基本理念と基本原則

(基本理念)

第4条 まちづくりは、主権者である市民が、主体的に参画するとともに、市民等と市及び議会が、それぞれの果たすべき役割と責務を分担し、及び協働して推進することを基本とする。



(基本原則)

第5条 市民等、市及び議会は、次の各号に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを推進する。

- (1) 人権尊重の原則 すべての人が、等しく人権を保障されること。
- (2) 男女共同参画の原則 男女が、対等の立場でまちづくりに参画する機会を保障されること。
- (3) 情報共有の原則 市民等、市及び議会が積極的にまちづくりに関する情報を共有すること。

第3章 市民等と事業者の権利及び責務

(市民等と事業者の権利)

第6条 市民等及び事業者は、自発的にまちづくりに参画し、又はコミュニティに参加し、活動する権利を有する。

- 2 市民等及び事業者は、市が保有するまちづくりに関する情報について、その提供を受け、又は自ら求める権利を有する。

(市民等と事業者の役割と責務)

第7条 市民等及び事業者は、行政サービスにともなう納税の義務を果たさなければならない。

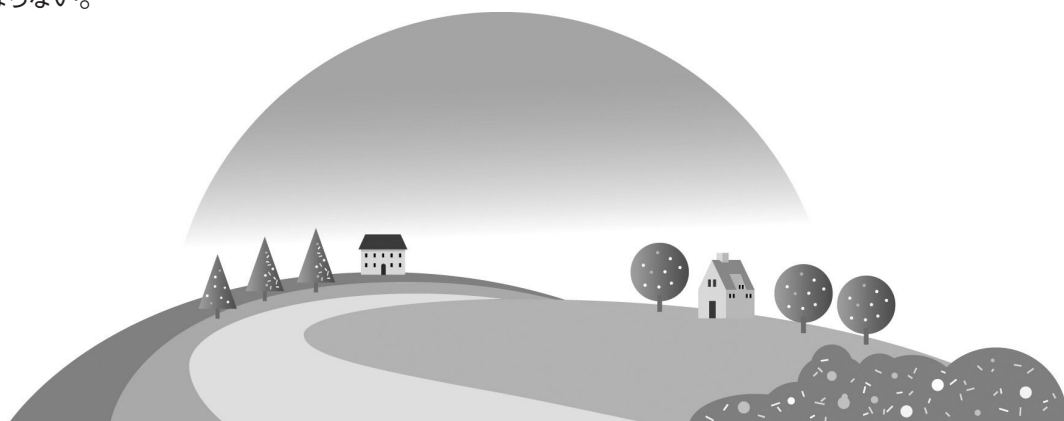
- 2 市民等及び事業者は、積極的なまちづくりへの参画及び地域自治への貢献に努めるものとする。
- 3 市民等及び事業者は、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持つものとする。
- 4 市民等は、まちづくりを支える自主的、自立的なコミュニティの役割を認識し、当該地域のコミュニティへ参加する努力と、活動のための応分の負担をすることにより維持及び振興に努めるものとする。
- 5 事業者は、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、コミュニティへの参加や協力等を行い、暮らしやすい地域社会の実現に努めるものとする。

第4章 議会・議員の役割と責務

(議会の役割と責務)

第8条 議会は、多様な民意を反映する複数の議員による合議体として、市の意思決定のために自由かつ適当な討議を行い、民主的な議会運営に努めなければならない。

- 2 議会は、市民を代表する議決機関として、市民の負託に応えるため、市民の意思の把握と反映及び情報の提供に努めなければならない。
- 3 議会は、市政が市民の意思を反映して適切に運営されるよう調査及び監視機能の向上に努めなければならない。



- 4 議会は、政策立法、政策審議に関する機能を充実させ、議会活動の向上に努めなければならない。
- 5 議会は、住民自治の役割を認識し、市民の意思を市政に反映させるため、よりよい議会のあり方をめざし、不断の議会改革に努めなければならない。

(議員の役割と責務)

第9条 議員は、市民の代表として自己研さんに努めるとともに、常に市全体の利益を活動の指針として職務を遂行しなければならない。

- 2 議員は、市民の負託に応えるため、市政の課題についての調査研究及び市民の意思把握のための活動に努めるとともに、自らの審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

第5章 市長等の役割と責務

(市長の役割と責務)

第10条 市長は、市民の代表者としてその負託に応えるために、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

- 2 市長は、まちづくりの基本理念実現のための施策等について市民への説明に努めなければならない。
- 3 市長は、市民の多様な行政需要に柔軟かつ迅速に対応でき、市民にわかりやすい効率的な組織及び機構の編成に努めなければならない。

(市及び職員の役割と責務)

第11条 市は、市民等のまちづくり参画の権利を保障するよう努めなければならない。

- 2 市は、市民等からの意見、要望及び苦情等に対して、速やかで誠実な対応に努めなければならない。
- 3 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、円滑な活動ができるよう連携の促進に努めなければならない。
- 4 市の職員は、まちづくりの一員としての役割を自覚し、積極的にコミュニティへ参加するよう努めなければならない。

第6章 市政運営

(市政運営)

第12条 市は、多様化、高度化する行政需要に対応するために総合的な市政運営に努めなければならない。



(総合計画)

第13条 市は、計画的な市政運営を図るために、まちづくりの基本理念に基づいた基本構想、基本計画（以下、「総合計画」という。）を策定し、進行管理を行うとともに適宜見直すものとする。

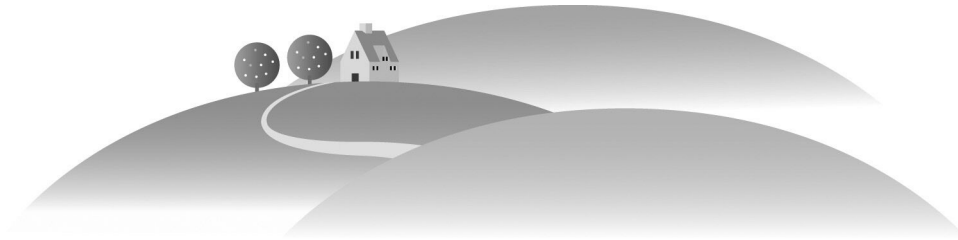
2 市は、総合計画を市の最上位計画として位置づけ、他の計画の策定にあたっては、総合計画との整合性の確保に努めなければならない。

(情報共有の推進)

第14条 市は、市政に関する情報の積極的な公開及び提供並びにまちづくりに関する情報の収集及び活用に努めなければならない。

2 市は、市政に関する情報の公開及び提供にあたり、市民等にわかりやすくするよう努めなければならない。

3 市は、まちづくりに関する意思決定過程について、市民等の理解が得られるよう努めなければならない。



(個人情報の保護)

第15条 市は、個人情報の収集、利用、提供及び管理にあたっては、個人の権利及び利益を侵害しないよう個人情報の保護に努めなければならない。

(評価の実施・公開)

第16条 市は、まちづくりの目標達成のために、施策及び事業の取り組みの有効性及び効率性等について、外部や市民等の視点を交えた客観的な評価を実施するものとする。

2 市は、評価の結果について、わかりやすい形で市民等に公開するよう努めなければならない。

(財政運営)

第17条 市は、総合計画を基本に計画的な予算の編成及び執行に努めなければならない。

2 市は、予算、決算等の財政に関する状況を市民等に公開し、理解を深めるよう努めなければならない。

3 市は、財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

(行政手続)

第18条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民等の権利と利益を保護するよう努めなければならない。

第7章 連携と交流

(市内外の人々及び交流者との連携)

第19条 市民等、市及び議会は、社会、経済、文化、学術、スポーツ、環境等に関する取り組みを通じて、市内外の人々及び交流者の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めなければならない。

(国・県・他の自治体等との連携)

第20条 市民等、市及び議会は、国、県、他の自治体及びその他関係機関と連携して、効果的なまちづくりの推進に努めなければならない。

(国際交流)

第21条 市民等、市及び議会は、国際的視点に立った発展の重要性を認識し、国際交流の推進に努めるものとする。

第8章 参画と協働

(計画等への市民参画)

第22条 市は、まちづくりに関する重要な条例の制定又は改廃並びに計画の策定、変更及び実施にあたっては、説明会の開催、アンケートの実施及び審議会の設置等の方法により、適切かつ効果的な市民参画の実現に努めなければならない。

- 2 市は、委員会や審議会等の附属機関の委員を任命しようとするときは、公募により選出された委員を加えるよう努めなければならない。ただし、法令の規定により委員の構成が定められている場合、公募に適さない場合又はその他正当な理由がある場合はこの限りでない。
- 3 前項の公募及び選考について必要な事項は、市長が適切に定める。

(パブリックコメント)

第23条 市は、まちづくりに関する重要な条例の制定又は改廃並びに計画の策定及び変更にあたっては、市民に事前に公表し、意見を募集するよう努めなければならない。

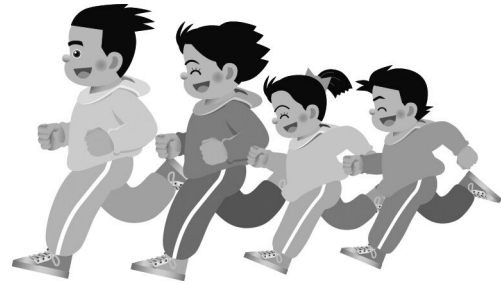
- 2 市は、前項の規定により提出された意見を検討し、反映に努めるとともに、その結果を公表するものとする。



(協働のまちづくり)

第24条 市民等は、まちづくりの担い手としてコミュニティの役割を認識し、次の活動に主体的に取り組み、市及び議会との協働に努めるものとする。

- (1) 相互扶助に関すること。
- (2) 生活環境の維持、改善に関すること。
- (3) 安全な地域社会の形成に関すること。
- (4) 地域資源の保護、伝承に関すること。
- (5) その他、地域づくり活動に関すること。



(住民投票)

第25条 市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の同意を得て住民投票を実施することができる。

第9章 環境・景観の保全・形成

(環境・景観の保全・形成)

第26条 市及び議会は、市民等の共有の財産として、市民等が健康で文化的な生活を営むことのできる環境並びに豊かな自然及び良好なまち並み景観の保全並びに形成に必要な施策を計画的に推進しなければならない。

2 市民等、事業者及び交流者は、関係する法令及び条例等を守り、由布市の優れた環境や景観の保全と継承に努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力するものとする。

第10章 条例の検討及び見直し

(条例の検討及び見直し)

第27条 市民、市及び議会は、自治の推進に向けた取り組みをととして、この条例の不断の検証に努め、必要な見直しを行うなど将来にわたりこの条例を発展させるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



4 主な用語・用法

市民と市民等

「市民」は、地方自治法第10条に定める区域内に住所を有する人をいいます。

「市民等」とは、市民のほか、市内に就労、就学する人や市内でまちづくり活動や事業活動を行っている個人、団体としています。

この条例でいう「住民」とは、市内に在住する者(子ども、大人、男女)としています。

「市民等」の用語には統一的な定義は現在ありませんが、この条例ではその地方自治体のまちづくりに対する考え方や参加する側の姿勢などの対応状況や実情に基づき判断されるものとして考えます。したがって、市内に住む人だけでまちづくりを行うことは、十分な効果を期待できない場合もあると考えます。市内に住所を有していなくても市内で就労、就学する人やまちづくり等に参加する人や団体も含めて活動することで、一層効果的なまちづくりを進めることができるという考え方で「市民」とは別に「市民等」として定義を設けました。

また、「市民」は住所を有する住民に限定することが必要な事項は、個別条例等により「市民等」と区別することができ、かつ制限することができます。また、年齢等に制限を設けることが必要な場合も同様です。

なお、条例名を「住民」としていることは、本条例が由布市のまちづくりの推進により、市内に生活する人が幸せに暮らすことのできるまちとなることを願うものであることによります。

「コミュニティ」について

本条例では、第7条「市民等・事業者の役割と責務」第4項・第5項、第11条の「市及び市職員の役割と責務」第3項・第4項、及び第24条の「協働のまちづくり」において、市内で活動するまちづくりに関するさまざまな団体を指し示す語として使用しています。

この語は、近年、政府刊行物をはじめ広範に用いられており、由布市基本構想・基本計画においても使用されています。

国立国語研究所によると、「コミュニティ」という言葉は全国的にも定着に向かっている語であり、そのまま用いることに問題がないとされていますが、一方、高齢者等には言い換えや説明付与が望まれると付記されています。

言い換え語として、地域・共同体・社会等が使用されていますが、いずれも本条例においては、条文の意図を明確に示すものとなり得ないと考えられます。

しかしながら、「コミュニティ」にはさまざまな解釈が生じることから、第2条「用語の定義」第7項で、本条例におけるこの語の意義を、自治会等の例示を付して分かりやすく定義した上で使用しました。

「参画」と「参加」について

「参加」が単に仲間に加わることを意味しているのに対し、「参画」は、積極的、主体的に市民が政策等の企画や決定の各段階に関わり、意見を反映させていくという意义があります。本条例においては、議会や行政が運営の主体となるものについては「参画」を使用し、コミュニティ等、市民が運営の主体となるものについては任意性を尊重し「参加」を用いています。

全文をとおしての用法〈「努める」「努めなければならない」等について〉

この用法については、上位の法律等に明確に規定されるもの、または市民の負託に応える立場として実施すべきことで、包括的に行うべきことについては、義務を表す「…しなければならない」としてあります。憲法に規定される「住民の納税義務」、地方自治法に規定される「基本構想（総合計画）の策定」、個人情報保護法に規定される「個人情報の保護」、地方自治法に定められる第10条第1項の「市長の役割と責務」等があります。市民の負託に応える立場のものとして、第9条第1項の「議員の役割と責務」、第16条第1項の「評価の実施・公開」等があります。

一方、具体的行動を伴う条文で、達成基準が明確でないものや個人によって判断の異なるものについては「努めるものとする」、もしくは「努めなければならない」としてあります。市民等に関する規定については、自由権と任意性を尊重し「努めるものとする」を用いています。議会・行政に関する規定については、市民の負託に応える責務を有することから「努めなければならない」を基本としました。





由布市住民自治基本条例 説明パンフレット

由布市総務部 総合政策課
〒879-5498
大分県由布市庄内町柿原302番地
TEL 097-582-1111
FAX 097-582-3971
<http://www.city.yufu.oita.jp/>

平成22年1月発行

本ハンドブックのデータ版はこちら



https://www.city.yufu.oita.jp/newly/article_83384

自治委員ハンドブック

令和8年4月発行

作成 由布市 総務課

大分県由布市庄内町柿原302番地

電話 097-582-1112

FAX 097-582-3971